

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成17年11月16日

議会事務局

目 次

建設常任委員会

11月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第6号の審査	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（野原委員、藤浦委員、原田委員、木村委員）	
認定第2号の審査	27
補足説明（水道部長）	
質疑（野原委員、藤浦委員）	
採決	46
閉会の宣告	47

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年11月16日(水) 午前10時 開会
午後2時54分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 藤浦雅彦
委員 原田平 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 都市整備部長 岩田延弘
土木下水道部長 山脇智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口繁
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫 同部参事兼工務課長 林薫
総務課長 乾富治 営業課長 五味宗一

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局次長代理 上清隆 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成16年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

認定第6号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 認定第6号、平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って主なものについて補足説明させていただきます。

100ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書について、まず歳入から説明させていただきます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、公共下水道幹線の建設に係る吹田市と茨木市からの起債償還負担金で、収入済額は前年度に比べ45.2%の増額となっております。これは、本市が交付税の不交付団体となったことに伴い、茨木市からの負担金が増額となるもので、協定書の規定に基づいて処理したものでございます。目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始に伴い、受益者から受益面積に応じて賦課徴収する負担金で、収入済額は前年度に比べ22.9%の増額となっております。これは供用開始面積が増加したことに加え、滞納繰越分の徴収に努めたことによるものでございます。また、今回、時効により徴収権が消滅する平成8年度までの賦課分を不納欠損としており、その件数は256件、1,755万6,300円でございます。なお、平成16年度は、摂津南負担区ほかで約6,724平方メートルに賦課いたしております。歳入状況につきましては事務報告書の236ページをご参照願います。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料で、収入済額は前年度に比べ7.2%の増額となっております。これは下水道使用料の改定及び供用開始区域の拡大によるものでございます。なお、不納欠損につきましては126件、110万6,150円でございます。歳入状況につきましては事務報告書の236ページをご参照願います。項2、手数料、目1、下水道手数料は、指定工事店等の申請に係る手数料でございます。収入済額は前年度に比べて13.8%の減額となっております。これは、指定工事店指定申請件数や責任技術者登録申請件数の減少によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金で、収入済額は前年度に比べ14.3%の増額となっております。これは補助対象事業量の増加によるものでございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金で、収入済額は前年度に比べ27.9%の減額となっております。これは、資本費平準化債の発行に伴い、公債費の元金償還に充てる繰入金が増加したことや、下水道使用料の増収等によるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入で、収入済額は前年度に比べ4.7%の増額となっております。これは平成13年度から平成16年度の貸付分や滞納繰越分の徴収に努めたことによるものでございます。なお、歳入状況につきましては、事務報告書の236ページをご参照願います。

項2、目1、雑入で、収入済額は前年度に比べ26.4%の減額となっております。

102ページをお開き願います。

款6、市債、項1、市債、目1、下水

道債で、収入済額は前年度に比べ223.8%の増額となっております。これは、新たに資本費平準化債を発行したことによるものでございます。なお、借入先につきましては、公共下水道事業債及び流域下水道事業債が財務省と公営企業金融公庫で、資本費平準化債は摂津水都信用金庫となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。詳細につきましては決算概要の209ページから213ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

104ページ、款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費では、その支出済額は前年度に比べ1.6%の増額となっております。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費まで、職員13名の人件費となっており、機構改革に伴い前年に比べ2名増員となっております。節13、委託料では、パソコン保守委託料のほか、下水道工事に伴う家屋被害補償に係る訴訟委託料でございます。節14、使用料及び賃借料では、電子複写機レンタル料でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、日本下水道協会や日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

106ページ、節27、公課費では、消費税及び地方消費税でございます。項2、下水道事業費、目1、下水道管理費では、その支出済額は前年度に比べ2.5%の増額となっております。主な内容といたしましては、節8、報償費では受益者負担金賦課に伴う前納分201件の報償金でございます。節11、需用費では、ポンプ場等の光熱水費のほか、修繕料で公共下水道施設やランド水路に係る補修費などがございます。節13、委

託料では、下水道使用料の徴収事務を水道部へ委託しているほか、雨水排除のための集中管理室維持管理業務委託やランド水路親水施設に係る管理委託などがございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の244ページから246ページをご参照願います。

108ページ、節14、使用料及び賃借料では、雨水取水施設の用地や公共下水道管理設用地の土地借上料でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、安威川、淀川右岸流域下水道組合に対する流域下水道施設維持管理負担金や水洗便所改造費用に対する助成金でございます。節21、貸付金では、水洗便所の普及促進を図るための水洗便所改造資金貸付金でございます。目2、下水道整備費では、その支出済額は前年度に比べ9.3%の減額でございます。主な内容といたしましては、節2、給料から、節4、共済費までは、職員8名の人件費でございます。

110ページ、節13、委託料では、工事設計外委託料等でございます。なお、委託内容につきましては事務報告書の256ページをご参照願います。節14、使用料及び賃借料では、パソコン借上料でございます。節15、工事請負費では、茨木摂津処理分区などにおきまして、管渠布設工事を実施しており、工事件数は20件、管渠の布設延長は約2.6キロメートルとなっております。なお、工事の内容につきましては、事務報告書の257ページから260ページをご参照願います。節19、負担金、補助及び交付金では、大阪府に対する流域下水道施設の建設分担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金では、公共下水道工事に伴い、支障となった水道管のほかの移設費でございます。

次に、款2、公債費、項1、公債費、目1、元金では、その支出済額は前年度に比べ8.1%の増額となっており、節23、償還金、利子及び割引料では公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金でございます。目2、利子では、その支出済額は前年度に比べ4.4%の減額となっており、節23、償還金、利子及び割引料では公共下水道事業債及び流域下水道事業債の利子償還金並びに一時借入金利子償還金でございます。

款3、予備費、項1、目1、予備費では、当初予算額600万円のうち、充当額は78万円でございます。その内容は、下水道工事に伴う損害賠償請求事件に係る訴訟委託料に充当したものでございます。

款4、繰上充用金、項1、目1、繰上充用金、節22、補償、補填及び賠償金では、前年度の歳入不足額を繰上充用金で補てんしたものでございます。なお、113ページに実質収支に関する内容を記載いたしておりますので、ご参照願います。

以上、平成16年度特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。
質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 5点ほど教えていただきたいことを、質問をさせていただきます。

まず、埋設同意についてであります、困難な場所の今取り組み、どういう状況の場所があるかということをお教えいただきたいと思っております。

2点目、供用開始3年以内という形の取り組みがあらうかと思っております、その進捗状況と、これを100%回収することによって売り上げが伸びるという形の

状況にあると思うんですが、その辺の取り組みをどうされているかということ。

3番目、摂津市は分流式と合流式という形、安威川以北と以南、その状況は違うと思うんですが、今、合流式のところが、雨水がたまれば、3倍の量になれば下水というか、そういうのも一緒に流れて、川に流れ込むというようなことを聞いております。そういった場合に、今後の対応策とか、そういうのをどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

4番目、ガランド親水施設管理事業、維持管理について、今後どういうふうにお考えなのか。今の状況の中では、なかなか費用がかかりすぎるという状況の中での今後の対応をどう考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

次、5番目、不納欠損額約1,700万円出ております。また、収入未済額が1,400万円出ております。その内容を聞かせていただきたいのと、収入未済額が不納欠損額の中に含まれる今後の見込みなどがあれば、それもまた聞かせていただきたいと思っております。

続きまして6番目。資本費平準化債、これは平成16年度から18年度まで3年間で29億円、19年度から21年度までで35億円ということで、64億円でそういう形、借入れの見込みがしておりますが、これは元利償還金の負担増と借金の先送りというようなことを言われております。それに当たりまして、その取り組み方、今後の下水道としてどう取り組まれていくのかという見解をお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 今のご質問の中で、私の方で2番目の供用開始3年目、

それから3番目の合流、分流の話。それからガランドの今後の対応、この3点についてご説明申し上げます。

供用開始3年以内の水洗化への切りかえという形の中で、本来、下水道法でうたわれています内容につきましては、くみ取り便所を一応3年以内に切りかえなさいと、こういう表現がございます。浄化槽等につきましては速やかにというような表現になっております。私ども、公共下水道の面整備をしていく上で、毎年9月1日付けをもちまして、供用開始の告示を打っている状況でございます。その時点で、供用開始の告示を打つ前に、そのエリアの方々に公共下水道が使えるよというご案内を申し上げます。その折に、受益者負担金と排水設備の説明会をあわせてさせていただいているという状況でございます。その中で、今、ご指摘の3年以内に水洗化への切りかえをお願いしているという状況でございます。

その水洗化の中で、平成16年度末ですけれども、水洗化につきましては普及率79.1%に対して92%の方が水洗化に切りかえていただいているという状況でございます。私どもも面整備した形の中では、本来、速やかに接続していただくと。そういうことで私どもも投資効果を上げていくという状況を願っておりますが、なかなか速やかに切りかえていただけない方が、今も水洗化率92%ということで、約8%の方、この方々が、やはりなかなかいろんなご事情がある中で、接続していただけない状況でございます。私どももそういう形の中では、少しでも早く切りかえをしていただけるように、供用開始区域で水洗化への取り組みをなされていない家庭に対しまして、できるだけ早く切りかえをお願いしたい

というような形で、供用開始1年後におきまして、そういう箇所に対する啓発活動を行っているというのが現状でございます。

それと、3点目の合流区域の降雨時、一定量の汚水以外はそのまま川へ流れ込むと。今後、その対応策はということですが、これは東京のお台場の方でオイルボールが海岸に打ち寄せられたと。それは降雨時の後に必ず出てくるという状況がございました。これは、合流区域の水が、ご指摘のとおり雨とまざって出てくるという状況での内容でございます。今、そういう形の中で、合流区域を抱えます公共下水道を担当している行政に対して、合流改善をなささいということが言われております。これは、一応10年の期間をもって、何らかの対応をなささいという状況でございます。私どもの公共下水道は安威川流域下水道関連公共下水道ということで、安威川流域に依存している状況でございます。これは、私どもだけでなしに、流域全体で取り組んでいこうと、こういう話になってございます。

降雨時の雨水、今、通常の汚水を私ども1Qという呼び方をしております。その汚水の3倍量は処理場へ持っていく。それ以上の水量につきましては公共水域といいますが、河川へ放流するという形になってございます。そういう状況の中で、少しでも公共水域への汚濁負荷を少なくしようということで、ポンプ場あるいは自然にはく口がございます。そういうところで自然にはくところにつきましては、今、3Q堰という堰をこしらえておりますけれども、その堰を降雨時に超える回数を2分の1程度に抑えなさいと、こういう指導が参っております。ですから、その分につきましては堰高を上げてまいるといいう状況になります。

私ども、千里丘東3丁目と4丁目の境にあります境川というところに、はけ口を1か所設けております。この分につきましては、今、堰を上げる手段としてどういう方法があるかということで、今、検討をしているという状況でございます。私どもの方には摂津ポンプ場、それから味舌ポンプ場というのがございます、流域の施設ですけれども。味舌ポンプ場が合流区域に設置されていると。そこでも、やはり汚水を処理場へ多く運ぶという状況になりますから、汚水系のポンプを増設する形で、汚水と雨水がまざったものを多く取り込もうという計画を、大阪府の流域下水道事務所の方で検討されているという状況です。ある程度メニューが固まってきておりまして、あと費用負担等をどうしていくかということ、今後、関係市と詰めていかなければならないという状況でございます。

それから、ガランドの維持管理という状況になろうかと思えます。このガランド水路につきましては、平成11年4月29日よりオープンした施設でございますが、この中では、やはりもともとの水路が非常に環境的に悪い状況にございました。その公共下水道が整備されたという状況のもとでは、もう排水水路としての機能も低下してきたと。何らかの形で今の改善策はないかというお話がございまして、その中で、どういうふうな活用をするかと、その水路敷を。当初は非常に道路事情が悪うございましたから、道路拡幅だとかいう意見もございましたが、結果的には沿道の方々、地元住民の方々とご相談も申し上げました。その中では、やはり人が安全に歩けるスペース、そして憩いが潤える快適空間が望ましいという結果で、今の施設をつくったという経過がございます。その経過の中でも、や

はり下水道でなぜああいう施設を管理しているかという話になるのですが、あの施設につきましては、処理場で発生します処理水、これを流すという条件のもとで、再生水のモデル事業という位置づけで整備させていただいた施設でございます。その中では、今後、やはり下水道の再生水がいかにか有効に使われているかという1つのモデル事業でもありますから、私どもとしては、今後も良好な快適空間を維持管理していきたいと、こういうように考えております。

ただ、今、財政事情が非常に苦しゅうございます。もう一つは、処理水を流す関係上、光合成によりますコケが非常に発生すると。これをやはりそのまま置いておきますと、環境美化にも影響しますので、非常に頻度の高い状況で清掃をしていると。ですから、この辺あたりが、今、内部的にも、もう水をとめてはどうかと、こういう話がございまして、私どもとしましては、その範囲につきましては、財政の許す限り流してまいりたいと。ただ、もうどうしてもだめという話になれば、今度は好転した時点で再開するというふうな形で考えております。ただ、これも国費を受けております関係上、大阪府の方にもご了解をいただいた上で、判断してまいらなければならぬかなと、このように考えております。ですから、維持管理につきましては、せせらぎのそういう清掃、あるいは防火水槽のしゅんせつ、植栽の剪定、それから日常の清掃ということで、親水施設管理委託料などを計上させていただいています。また、水質にも監視を向けていかなければならないというところで、水質の分析委託料などを計上させていただいていると。私どもとしましては、今後も良好な環境の維持管理に努めてまいりたいと、このよ

うに考えております。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 それでは、1点目の、埋設未同意地域の取り組み状況ということに対するご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、埋設同意につきましては、下水道管を民有地に、要は私道の方に布設する場合、権利者の同意が必要不可欠なものでございます。私どもといたしましては、前年度の設計段階、また当該年度の積算段階におきまして、実施予定箇所の道路敷権利者の方とお会いしまして、下水道の現状と役割の説明を十分いたした中で、同意がいただける努力をさせていただいて、今現在、進ませさせていただいているような状況でございます。しかしながら、その中で、どうしてもさまざまな事情によりまして、同意がいただけない箇所がございます。

今現在、数年来同意のいただけなかった地域につきまして交渉を続けることによりまして、東別府2丁目水神木水路以西の下水整備については、本年度で完了してまいるところでございます。また、以前から同意をいただけてなかった一津屋3丁目9番地内、こちらにおきましても今年度実施予定箇所に上げさせていただいて、取り組んでいるという状況でございます。しかしながら、地域全体にわたりますと、まだ同意がいただけてない箇所としまして12か所ございます。延長にして2.15キロメートルでございます。我々といたしましても、さまざまな理由はあるんですが、やはり供用開始区域、未供用区域、市民の公平性の観点から、やはりいつときも早く整備を進めていきたいということで、粘り強く交渉の方は今後とも続けてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 受益者負担金、それから貸付金の収入未済、この額が多い。今後、取り組みがどうなのか、また収入未済の中に不納欠損分があるのかというお問い合わせがございました。

受益者負担金につきましては、今回、1,755万6,300円を不納欠損いたします。この内容につきましては、昭和59年から平成8年度賦課分のうち、不納欠損になるもの、時効が到来したものを不納欠損するということでございます。これまでの取り組みとして、督促は行っていたものの、催告については大口しかしていないとか、十分な取り組みではなかったと考えております。平成16年度、新たな組織体制となりまして、今現在、債権回収に積極的に取り組んでいるところでございます。

貸付金につきましても同様に督促等を行っていたけれども、催告については不十分であったと聞いておりまして、これにつきましても同様に、今、債権回収を図っているところでございます。

収入未済の中に不納欠損分がどの程度あるのかということですが、受益者負担金につきましては1,400万円を収入未済額として計上しておりますが、既に5年の期間を超えているもの、時効が到来しているものというものはございます。このため、平成17年度、来年の決算になるんですけども、平成9年度賦課分について不納欠損を考えております。額にして約320万円程度になるかと考えております。

貸付金につきましては、これは10年という時効の期間がございまして。民法の適用を受けるということでございましてけれども、これについては数年を超えたも

のについての時効の援用、つまり相手方がもう時効なので払う意思がないという意思表示があるまでは、我々は請求をしていこうと考えておりました、現在、不納欠損ということは考えておりません。しかしながら、今後、過年度のものについて催告、面談等をしていく中で、そういったものが出てくるとも、時効なので払いませんという方が出てくる可能性もあると考えております。

次に、資本費平準化債でご質問がございまして、既に平成16年度平準化債を発行し、今後についても平成21年までの発行ということで64億円程度予定しています。当然、元利償還がかなりの額になってくると試算しておりますけれども、ざっと平成21年まで発行した場合の平準化債に係る元利償還額としましては、4億7,000万円、5億円近い金になってくるのかなと考えております。これは確かに後年度において大きな負担にはなってきますけれども、一方で、通常の起債分、この元利償還が減ってくるということもあります。また、一般会計の方でも、平成21、22年以降は財政状況が回復してくるのかなと。さらには下水道についても、今、健全化計画で予定しております使用料の改定といったものも今後考えていく中で、資本費平準化債の元利償還分については対応していきたいと、こういうふうを考えているところでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 埋設同意に関しまして、今、あと12か所で2.15キロという形で、本年2件そういう形で内諾を得れて開始されると。鋭意努力されているという形を、もう一歩進んだ形で努力していただいた形で、この12か所、どうしても来年度以降、今ずっとやってこられて時間

はかかってくると思いますけれども、もう一度やっぱり手法というんか、攻め方というんか、視点を変えた形でお願いしに行って、何とか早い機会に達成されることを、これは要望としておきます。

続きまして、供用開始という形の今ご説明をいただいた中で、92%水洗化という形の中で、1年後に説明を行って、再度そういうお願いをしているという形の取り組みもお聞きしました。それを今の形とは一緒になるんですけど、初めの供用開始のときの説明会を開かれるという状況なんですけど、今までの説明会の仕方です十分なのかどうか、それを一度検証していただいた中で、確実に3年以内に供用開始していただけると、その辺の取り組み方も従来と違う視点でもって、説明という形をしていただきたいと、これも要望としておきます。

続きまして、分流式という形は、大阪府といろいろな形の流域との取り組みで、今、次長の方で言われた形で取り組まれているという形で、一刻も早い形で、それが実行される形、これも要望とさせていただきます。

続きまして、ガランドの親水施設の件なんですけど、今、予算の関係で、できる限り今の状況を進めていきたいという形の事をお聞きしましたが、これはやはり市民の憩いの場として、今、摂津の1つの、メインとは言わないですけど、一応、安らぎのまち摂津という形の中でも進めていただきたい。お金がなくなったから、そういうところがなくなるというのは、ちょっと寂し過ぎますので、そういう形に対しても工夫をなされた形で取り組まれて、予算が今、こういう状況の中でそういう形のもので返還という形もあろうかと思いますが、これはやっぱり全能力を傾けられて、何とか維持され

るように、これも要望としておきます。

続きまして、不納欠損額、収入未済額の件なんですけれど、どちらかといいますと、時効という形のもので、これだけが出てくるといのは、民間では普通考えがたい形の金額が、これはやはり今までの取り組み方、これは民間だったら、自分の給料がそうでなくなるという形の中で、本当に真剣性というのか、まず自分の血が出るという思いで、そういう業務に当たられてないことが、こういう事態を招いたかと思います。

そういう意味で、今、平成16年度からそういう取り組みも変えられているという形で取り組まれておりますが、これは次の平準化債のところでもお話したいかと思うんですけれども、取り組み方がやはり今までどおりではだめだという形。なぜかという、それは今までの人数でシステムだけを変えても、なかなかその取り組み方、ミスの見つけ方という、やっぱり意識改革をしていただかないと、また同じことの繰り返しで、市民の方にご迷惑をかけましたという、その謝りの言葉だけでは、なかなか市民の同意を得られた形で、これから市の運営、今、我々が行財政改革に必死に取り組もうとしている、そういう方向性を導くためにも、形を変えた形で、いろんな視点を持って取り組んでいただきたいと思います。これも要望としておきます。

続きまして、資本費平準化債、この点についてお聞きさせていただきたいと思えます。これも回収という形の中で、どうしても下水道料金の値上げという形の問題が起こってこようかと思えます。これは大阪府下でも今、堺市に次いで摂津市の下水道料金は高いと言われている。これをいくばくか上げないと、この平準化債の返還という形の事業に取り組めな

いという現状は、現実にあるかと思えます。また、平成19年度から健全化計画の中でも、この平準化債を取り組む、取り組まないにかかわらず、値上げという形のものはうたわれておろうかと思えます。そういった中で、先般、新聞報道の不祥事なんかもあった形で、組織変更をされたり、いろんな形のもので、新たに取り組むという形を見せられても、なかなかそれが市民の目に具体的に映らなかったら、本当に努力しているのかどうかというのが見えなかったら、口先だけという形のもので、本当に市民に我々がこっだけ努力してますという思いを知らせるために、また本当にそれに真剣に取り組んでいるという状況を、お知らせいただきたらと思います。以上です。

○山本靖一委員長 山協部長。

○山脇土木下水道部長 今、委員の方から使用料の徴収未収の中での平準化債、また平成19年度に料金改定を行うことについてのご質問だったと思うんですけれども、我々といたしましては、平準化債の発行に当たりましては、適正な使用料の設定が条件づけられておることは事実でございます。また、下水道事業経営の安定化におきましても、平成19年度に見直しを予定いたしております。使用料の見直しに当たりましては、将来の一定期間におきます収支予測を立てて、収入の増加や支出の抑制を図っても、なお収入不足が見込まれる場合は、使用料を改定するものでありますが、これにより安定的な経営が図られたならば、下水道の適正な維持管理や着実な整備が可能であると思っております。このために収入の増加や支出の抑制を図りながら、使用料の改定という方法でしか経営の健全化、また安定化が図れないという収支見込み、収支予測となれば、また何らかの必要な

対策を講じなければ、平準化債の発行は認められないと考えております。

平成15年度ですか、前回の使用料の改定の際にも、各委員からいろんなご意見をいただきました。次回の使用料の改定に当たっては、今回のような使用料の徴収ミス、まず絶対的に防ぐために、下水道事業の適切な事務処理を確立した中で、鋭意、収入の増加や支出の抑制に努め、また本市の財政状況とか下水道の運営状況、また市民への影響等、総合的に勘案した中で、検討してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 最後、要望とさせていただきたいんですけど、私の考えがちょっとずれているかもわからないんですけど、例えば前回の、どうしても届け出なんかが新築の改修工事とか、それがなかなか今の現状の人数では現場で見つけにくいというような状況で、そういう連携ミスで徴収漏れが出てきたという状況も、さきの協議会でお聞かせいただきました。

そういう中で、私個人というんか、民間の発想では、摂津市という株式会社の中で、同じに働いている例えばごみの収集、3人でやられている方が、そういう現場で今こういう工事をしているとか、水道のメーターを見られる方とか、いろんな形が、我々もそうなんですけれど、やっぱり現場で見るという目が少ないから、その情報がどういう形で集約された中で、現状1名で回られているというのが、それがもう目いっぱい、今まで少ない人員の中で業務に当たられているという形の中で、それを効率的な形で取り組む、全市、全庁で取り組むという形の中での、やはり場所は離れておりますが、その辺で今インターネットという形の、我々の場所にもそういう情報が集約でき

るようなシステムがあるので、やはり情報をいろんな形で下水道の方で集約された形で、有効的にそういう現場に回ると。また、課全体が何か月に1回かという形で全市で出向いて、今、全市がどういう状況かという形を取り組む方法もあるのではないかと思いますし、我々もそういう情報を下水道の方にこれからも提供していきたいと思います。これは、やはり課だけじゃなくて、やっぱり全庁がそういう形で、今、森山市長が言われている行財政改革。財政ばかりではなくて、行政の中の改革を、意識、視点をちょっと変えた形で取り組まれたら、今までの問題点とか、こんなことはもう解決できないという部分も解決できる、何かそういうポイントというか、そういうきっかけができれば、また新しい改革につながると思いますので、そういう意識を持って当たられてほしいということで、そういうシステムを何とか取り入れていただけないかということをお願いさせていただいて、終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 まず、全体的にと申しますか、総論的にと申しますか、収支の問題で、当初予算において歳入歳出について59億7,020万7,000円という当初は予算でございました。それで、いろいろ途中で補正もやられまして、決算では実質収支としては、今回4億2,473万5,000円の赤字となりましたね。単年度では7,724万5,000円の黒字ということになっています。これは、平成15年度には約5億円の赤字が出て、繰上充用をして補てんをしたという経緯があって、平成15年度は5億198万円の赤字が、若干減ったということも、そういう見方もできるということになります。

しかし、この平成16年度は料金改定がなされた年でありまして、12.5%の値上げをされて、何がしかのそれで使用料等が増えると予測されたと思うんですけども、そういう収支全体について予測と決算と、どういう結果になったのかということ、一度ちょっと乖離等について、全体的にご説明をお願いしたいと思うんです。どういうふうに判断されているかということです。

それから2番目に、先ほども野原委員からございました不納欠損について説明がありました。受益者負担については全体で256件ですか、平成8年までの分が不納欠損になりますと。使用料については126件でしたか、ということでもございましたけれども、内訳をいろいろ言っていたいただきましたけど、もうひとつちょっとよくわかりにくい。前回、説明いただいた徴収漏れの分、そんなに多分なかったと思うんですけど。この中の件数にしたら、この表で徴収漏れで平成8年までの分で見ると、そんなに件数はなかったように思うんですけど、徴収漏れの分で何件あったのか。その辺の内訳と、それからそのほかにも多分あったと思うんですけど、ほかの会計なんかでの徴収漏れの際に、よく理由としては転出をされて行方がわからなくなっている方がいらっしゃるのかあるんですけど、一番気になるのは、払われない方、要するに払われない方ですね。払えるだろう、財政的にというか、収入もありそうなのに払えないという方が何人いらっしゃるということ、市税なんかのときでもいつも気になるんですけど、そういう部分もちょっと内訳を、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、3番目に、一般会計の繰入れにつきまして、先ほども一般会計繰り

上げを1つは抑えていくという意味からも、資本費平準化債を発行されているということでもございました。経営健全化計画という計画がありますね。それから経営安定化計画という計画がございまして、それぞれのすり合わせというんですか、あれを行っていかねばいけないというふうに資料には書いてあるんですけど、（まず済みません、私、勉強不足で申しわけないですが、）経営健全化計画の概略はどういったものだったのか、それから経営安定化計画がどういったものだったのか、全体像と、それから平準化債に関連をしたことでちょっと教えていただきたいと思います。

それから4番目でございますが、水洗便所の改造資金貸付金返還収入、これは決算書では101ページになります。款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入ということで、目1の水洗便所改造資金貸付金返還収入について、平成16年度としては2,248万6,500円という実績でございました。事務事業報告にその詳細が書いてありますけれども、非常に返済件数が月によってばらつきが多いんですけど。例えば4月は111件であったり、また7月やったら278件とか、ばらばらになっているんですけど、定期的にお支払されている場合であれば、もう少し平均化してくると思うんですけど。このばらつきが、なぜこのように大きいのかということについて、一度ご説明をお願いしたいと思います。

それから、先ほど不納欠損についても野原委員からも質問ありました。不納欠損については来年ですか、一応300万円が17年度決算で出るかもわからない。でも、これは担当課の意向としては、もう不納欠損をしないで、あくまでも徴収をしていくんだというようなことでござ

いましたけれども、この全体の調査を他の件で、一回徴収漏れの件があったときにあわせてやられたかもわかりませんが、全体の全部の借りている方の洗い出しをされたのかどうかはまず1つ。それから、その結果どうであったのか。例えばちょっと言われてましたけども、請求を怠っていたというのがあったというのがあったとかいうのも、ちらって言ってはりましたけども、その辺のことがどういう結果として出てきていたのか、ちょっと教えてください。

それから5番目ですが、水洗便所普及事業についてですが、これは決算概要では210ページに記載されています。水洗便所普及事業について、平成16年度では予算現額が2,550万円の予定をしておられました。決算では713万1,946円ということだとどまったということで、ちょっと予測より大分少なかったということでした。先ほど、パーセントについては約8%の方が切り替えがまだできてないんですというふうなお話もありましたけれども、これは切り替えをされる方が全部これを利用していただけるかどうかというのは、また別の話です。自費で全部やられる方も当然いらっしゃると思いますけれども。いろんな理由があってまだできてないというか、されてない方がいらっしゃると思うんですけど。先ほど8%というのは、具体的に件数で言うと何件ぐらいになるのでしょうか。それで、その理由があると思うんです。その理由までもしつかんでいらっしゃるのであれば、例えば経済的な理由で何件ぐらいとか、また所有の問題ですね。例えば千里丘なんかよくありますが、底地の所有者、それから建物の所有者、それから入ってはる方、3種類が1つの建物について所有者がいてはる

んですね、所有権とか権利のある方がいらっしゃるって、非常に複雑でまとまらないというケースもたまにあります。そんなも含めて、そういう切り替えない方の実態と件数を把握されているのであれば、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。これは16年度で結構です。

それから6番目、ガランド水路の親水施設管理について、先ほどもご答弁がありました。それで、将来的に水をとめようかというふうな話もありますということでしたけれども、清掃等について、当然つくられるときからそうですが、地元自治会の方にいろいろ協力を得ると。協議をしながら進められてまいりましたけれども、こういう財政的なことは一番大事な部分でもあるんですけど、やっぱりつくられてきた経緯の中で、今も清掃については地元の方に協力をいただいているという現状もございますので、18年度の予算に向けてどういうふうに動いていくかわかりませんが、地元自治会の方に対してのどのように考えていらっしゃるか、市として。ちょっとこの辺をご答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど国費の返還の話があるかもわからないという話もありましたけど、大阪府に協力をいただくと、お願いをするということでした。これは賞をもらっていますね、よみがえる水百選でしたか。こういう賞までもらったガランド水路が、それはよみがえる水があって初めてその部門でもらったわけで、よみがえる水がなくなりますから、水が流れて枯山水のようにしてしまうと、そういうことが許されるのかどうかということなんです。可能性があるのかどうかということについて、一度ご答弁ください。

それから7番目に、公共下水道整備事

業事務事業ということになります。16年度末での伸び率、下水道普及率は79.1%ということですので、これは安威川以北はかなり高いですから、安威川以南に限って言うと、何パーセントの伸び率になるということになるのか、ちょっとご答弁をお願いします。

それから8番目ですが、受益者負担金について。受益者負担金制度について、先ほど概略を説明していただきましたけれども、もう少しこの制度そのものを詳しく説明をお願いしたいと思います。それから、どういう申請のシステムになっているのか、実態はどういうふうになっているのかということ。細目の中には、じゃ平米掛ける何円でという規定になって、それをお支払していただくということ、いろんなことがあると思うんですが、その辺もあわせて一度ご説明ください。

それから9番目。最近ちょっと分譲マンションがちょこちょこ建ってきております。大体パンフレットなんかを見てみると、キッチンディスポージャーというんですか、生ごみが出ないんですね。生ごみをばらばらにして下水に流してしまうというんですね。そういうのをつけているというのが気になりますけれども、本市の場合、この対策について非常に下水が著しく汚れるということになりますけれども、どのように指導をされているのか、禁止されているのか、それともそういう場合は合併処理槽を設けて一次処理をしないというふうになっているのか、一度ご答弁をお願いします。

それから10番目ですが、水洗便所の改造助成金でございます。決算書では109ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費の負担

金、補助及び交付金のところにありますが、この水洗便所改造助成金について、申請をすると、お金をいただくわけですが、申請の実態はどのようになっているのでしょうか。これは多分、本人名義で申請をされていると思うんですが、実態はどうなんでしょうか。業者の方が多分代行でやられている件数が多いと思うんですが、改造代金の一部をあてがっているわけですが、その辺の実態を教えてくださいたいと思います。

それから、11番目ですが、16年度末で結構ですが、料金改定のときも摂津市の置かれている順位、府下での順位とかお聞きしたんですけど、その他、他市の値上げ等があったのかなかったのかも気になると思いますが、本市の下水道料金の府下での順位を教えてくださいたいと思います。

それと最後に、先ほど合流改善の話がありましたね。10年以内に合流改善を行っていくことになるんだと。とりあえずは河川への流出を減らしていくということになります。それで最後のあれではないと思うんですけど、多分もっと将来的には、その合流を分流化していくというふうなことにはなっていくんだと思うんですが、この見通しですね。新しく出てきたこういう方針と、それから本市でいろいろ今、下水道の普及計画みたいなものを、この間、計画で見せていただきました。これが大分先まで37年まで計画されてますけど、この辺の影響はどういうふうになっていくのかということら辺を、どう考えていらっしゃるのか、一度この際お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 下水道整備課の方から、質問ナンバー7番、16年度末

の普及率79.1%の内訳ということでございますので、その辺のご答弁をさせていただきます。

16年度末、全域で79.1%の普及率でございます。安威川以北につきましては、92.6%、対前年度比でございますと0.1%の伸びとなっております。それで、安威川以南につきましては、66.6%。対前年度から言いますと2.3%の伸びとなっております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号1番目、当初予算と比べてどのような乖離があったのかということで、使用料収入については、当初予算よりもかなり減ってきていると。これは大口の事業者が撤退したということが大きな原因と考えております。それ以外で、受益者負担金、貸付金、この辺については滞納繰越分の徴収に積極的に取り組んだということで、当初予算を上回る収入があったと。一方、歳出については、管理費等で経費削減を図ってきたということで、結果的に7,000万円程度の単年度では黒字になっていると。これは、健全化計画で大体5,000万円ぐらいと見込んでおりますから、それを上回って赤字削減が図れたというふうに考えております。

2番目のご質問で、使用料収入の不納欠損の内容ということでございますけれども、不納欠損126件でございます。その内訳、死亡が4件、転居先不明が113件、それから破産が9件となっております。いずれも回収ができないということで、今回、不納欠損をさせていただいています。死亡4件につきましては、金額が4万3,370円。転居先不明113件分の金額については56万7,841円、破産9件の金額については49万4,939円となっております。

徴収漏れの件ということでございますけれども、徴収漏れということで平成16年度にさかのぼって請求をしていると。遡及額としてはざっと102万円程度でございます。これは16年度において使用料の徴収してないものがあったということで、遡及をかけておる件数でございます。

3番目で、一般会計繰入金に関連して、健全化計画、それから安定化計画、この辺の内容についてでございますけれども、健全化計画と申しますのは、平成21年までに累積赤字を解消していこうというもので、その基本的な考え方としては、使用料の適正化、さらには維持管理費、特に人件費の抑制、そして建設費の抑制、こういったものが大きな内容となっております。安定化計画は、この健全化計画を踏まえつつ、向こう20年間の経営安定化に向けた取り組み方針を定めたものでございまして、これにつきましては資本費平準化債の発行に伴いまして、こういった安定化計画を策定しなさいということで、向こう20年間の計画を策定したものでございます。内容といたしましては、健全化計画を踏まえておりますので、同じように使用料の改定ですとか、建設費、維持管理費の抑制に努めるということを、基本的な取り組みとしております。

4番目で、貸付金返還収入、月によって大きなばらつきがあるというようなご質問でございました。これは、確かに毎月納期がやってまいりますけれども、先ほども言いましたように、督促、催告等をやっております。そういったことを実施した月には、かなりの回収ができています。特に7月、12月、これはボーナス月になってきますので、このあたりに集中して催告なり面談等を行っておる

ということから、かなり金額的には額はふえていると。3月につきましては、これはうちの整理の仕方なんですけれども、3月分に出納閉鎖期間、4月、5月に入ってきたものを3月分として計上しておりますので、ここら辺から3月分がふえているというようなことになっております。

これに関連して洗い出しができていますのかというようなご質問がございました。平成16年度に新たな体制となって、貸付金、受益者負担金、こういったものについてさかのぼって整理をしてまいりました。その中で、債務者と債権額、ここら辺をちょっと洗い出してきて、今現在ではほぼ確実に債権額、それから債務者等を確認しております。

受益者負担金制度の説明ということで、受益者負担金制度、これは下水道が整備された地域につきましては、土地の利便性等が上がる。ひいては土地の資産価値が向上するというようなことから、土地の面積に応じて受益者の方から負担金をいただいております。その算定につきましては、1平方メートル当たりの単価というものを排水処理区ごとに決めておまして、その面積にその単価を乗じたものを負担金として、3年間6回分割で納付していただくシステムでございます。賦課月、これは毎年9月に受益者負担金を賦課いたしまして、年1回の供用開始に伴う受益者負担金の賦課を行っておるところでございます。

それと、下水道料金の府下の順位でございます。これは平成17年7月1日現在、府下では11番目、これはトップが堺市で、本市は11番目となっております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 水洗便所普及事業に伴います、8%が先ほど未水洗と

なっていると。この件数ということですか、実数は正直なところつかんでおりません。この8%を人口比でいいますと、約5,470名ぐらいの方になるかという状況でございます。

単純な計算ですけれども、本市の人口を世帯数で割った場合、これが1世帯当たり大体2.4人という数字が出てまいります。これで5,470を割ると、約2,200世帯ぐらいが未水洗化として供用開始区域に存在しているのかなと、このように考えております。

水洗化に伴います理由ということですが、これは非常に難しい状況でございます。委員ご指摘のとおり、地主、家主と借受人の関係の中でのトラブルですとか、あるいは経済的なものですとか、あるいは家庭のご事情ですけれども、建て替え時期がまだ予定している時期に来ていないと。今投資するよりも、そのときに投資したいと。あるいは年回りというようなことも発せられる状況でございます。ですから、切り替えされない方の実態ということは、非常に難しいかなというふうに考えております。啓発の中でもそういう質問をする場合がございます。どういのご事情で切りかえなさらぬかと。答えていただける方もあれば、答えていただけない方もあると。そんな中で確認した中では、やはり経済的な問題が一番上来ようかなと。その次には、先ほどご指摘のありました家主あるいは地主との中で協議中であるというような内容が主でございます。

その次の6番目のガランド水路の件でございますが、清掃に当たっての地元の協力。これは地元におきましてガランド美化会というのを当初より作り上げていただいております。この中で年4回、ガランド美化会、2自治会と1商店街の

皆さん。それと、その沿道のお子さん方が参加していただいて清掃をしていただいている。ごみですとか、あるいは草の除草に従事していただいているという状況でございます。よみがえる水百選という賞もいただいております。これは、やはり大阪府下でも処理水を使ってというのが非常に少なくございます。それと、やはり遊歩道とあわせた形でという植栽を持った形。これは大阪で取り組んだ中では、摂津が一番状況的にはよかったんじゃないかなと。そういうことで、建設大臣賞として、よみがえる水百選という賞をちょうだいした経過でございます。

それと、先ほど国費の件をちょっと述べさせていただきましたが、これはやはり国費事業です。やはり、目的を持っての事業を実施したという形であります。また、処理水を送っていただく処理場の方でも、やはりそれがための施設を設置していただいたと。これにもやはり国費がかかってくると。処理場の方で、やはりそれだけの投資をしたにもかかわらず、本来使うべきところが使わない。これはもう投資効果が上がってないという評価が出てまいります。そういうところで大阪府の方も、摂津の事情はわかる。わかるが、できる限り存続してくださいということで言われている状況であります。ですから、せせらぎ水路として使いますよという形の補助金をいただいて、せせらぎに使っていないということは、目的外という形にもなりますので、補助金にかかわります適正化法、こういうところからも責められるのではないかなという、そういうところでございます。

それから、ディスポーザーの話ですが、このディスポーザーにつきましては、私どもの受益者負担金あるいは排水設備の説明の折にも申し上げておりま

す。私どものパンフレットの方にも、生ごみ粉碎機、ディスポーザーは設置しないようにしようということでお願いしております。本質的には炊事場の下にすぐミキサー的なものがついてまして、それがじかに流れる単独ディスポーザー、この分についてはお断り申し上げております。ただ、実態把握はなかなかできません。というのは、個別に販売をされる場合、当初からつけられる場合は、これはもうお断り申し上げます。ただ、このディスポーザーにおきましても、システムディスポーザーという形での新製品も出ております。これは、個別住宅であったり、集合住宅であったり、両方そういうシステムディスポーザーという設置、品物が普及しております。これは、設置については国の方でも許可をされています。これは排水設備の一部として認めなさいという案内も来ておりますので、システムディスポーザーの折には、これは排水設備の一部として認めていこうというふうに考えております。ただ、今、私どもの方で把握している中では、ご相談はありましたけれども、実際に設置されているところはないと判断しています。

それから、水洗便所の助成金の申請の実態はどうなのかというところですが、この分につきましては、選択していただいているという状況です。大概の方は指定工事店の方と工事費の相殺に充てられておられます。すべて指定工事店の方で手続を起しますから、本来の施主に当たる方ですね、この方が助成を受けたか、受けてないかわからないとおっしゃる方もございます。そんな中では、助成金5,000円ですけれども、その分をじかにお渡ししますよと。ですから、これはじかが、あるいは工事費と相殺するか、そこらへんはご判断くださいということで申し

上げております。ですから、今、実態としましては、工事費と相殺されている方が非常に多い状況でございます。

それから、合流改善にかかわりまして、本市合流区域を安威川以北を抱えておるわけですが、これを分流に変える見通しと、こういうご質問かと思えます。これは非常に難しい問題かと思えます。まず、いずれはそういう状況も発生するやもしれません。しかし、今のところ本市では、合流に対する分流への切りかえは計画上、考えておりません。今後、状況の流れで考えていかざるを得ないやもしれませんが、計画上は今のところは考えておりません。とりあえず、そういう話題になるころには、まず分流区域も100%にした上で、あるいは間近100%という時点で、そういう話題に切りかえていかなければ、まだ整備されていないところに対して説明ができない状況になろうかと思えますので、合流区域を分流に変えるというのは、その時期が見据えられた時点ではないかなというふうに考えております。公共水域を保全という意味合いでは、やはり分流という形が最善かとは思いますが、今のところ、現状の計画で維持してまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 説明いただきましたけれども、2回目をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の総論的にお答えをいただきました。収入はちょっと予測よりも少なかった、大口の事業者が減ったというようなことが原因であろうというふうにおっしゃってございましたけれども、おおむね予想どおりであったということで判断されていると。頑張って成果が出たと、こういう判断をされているというこ

とでいいんですね。17年度からそれ以降、赤字幅を減らしていかないといけないと、こういうことになるわけでしょうけれども、今後、これをどのように解消していくように考えていらっしゃるのか。圧縮していくように。一番身近なところでは17年度ですね。来年度予算も組まれる段階に入っておりますけれども、21年度までですか、今の健全化計画でいくとそういったこともありますけれども、ちょっとその辺の見通しを一度ご説明ください。

それから、2番目ですが、もう一つ不納欠損の話。わかったような、わからないようなお話になっているので、これはもうちょっと言葉で言うてもなかなか理解しにくいので、また表か何かにさせていただいて、いただけたらありがたいと思うんです。これは事務報告書に載せていただいているんですが、ほかの市税とかあんなのは、ちょっと事務報告書に書いていただいたりしておりますけれども、できたらそんな形で不納欠損についても表記しておいていただいたら、わかりやすいなと思えます。このことは要望しておきます。これはもう結構でございます。

先ほどの徴収漏れの話については、前も申しましたけれども、やっぱり再発防止の努力、それから責任の明確化ですね。特に業者についても責任を明確にするべきだろうということもありますし、それからまた今後の残っている分の回収についても、地道に粘り強く行っていただきたい。ただし、やっぱり当事者にとっては故意に別に残したわけじゃないわけですから、これはしっかりと配慮していただいて、お願いしておきたいと思えます。

それから、ちょっとお答えはなかったのですが、全部が死亡された方、転居不明の方、それから破産された方がすべてじゃ

ないと思うんです。恐らく市税でも払わない方が何人かいらっしゃるんですが、そういったたぐいの方も、恐らくいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。そういった方には、やっぱり適切な態度といますか、きちっとこれを行っていただきたいということで、これも要望させていただきたい、お願いいたします。

それから、3番目でございますが、先ほどの平準化債の問題で、経営健全化計画と経営安定化計画、非常に簡略のご答弁でございますが、この平準化債に限りて整合を図っていかないといけない、2つの計画の中でも。どういう問題があってこれを整合していかなあかんのか、ちょっとよくわからなかったんで、その部分だけでもう一回ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、4番目ですが、これもちょっと、結果がどうでしたかということをお聞きしたつもりやったんですが、一斉に全部中身の点検をしましたと。全体がそのときに初めてわかったんですか、それまでは全体がわからなかったというふうに解釈すればよかったですか。わからなくて、それで初めてわかったんだと、こういう解釈でええのかもわかりませんが。要するに、請求してなかったものについても、漏れていたものもたくさんあったと。それも16年からあいてたやつも請求し出しましたと、こういう解釈でよかったのかもわかりませんが、実際に私が知っている方でも借りた人がいはったんです。奥さんが借りはったんです、手続をしはって。それで途中で亡くなったんです。そしたらもう、ご主人はそんなことに携わってないからわからへんのですわ。それで、請求書が来えへんと。毎月何ぼって払ってはったんですけど、それが途切れて、それで連絡があ

れば、ああそういうふうに借りてたんかということはわかるねんけども、何年間も請求書が来ずに、ある日突然、お支払されていませんよというふうに請求が来た。何やねん、これはと。こんなんわしは知らんという話で、そういう話がありまして、それもちょうど16年ごろだったんですけど。そういう件が、あっちゃこっちゃにあったんじゃないかなと思うんです。先ほどの、これもやっぱり徴収漏れとあわせて、こういうずさんなとか、返済についての管理について、やっぱりきちっとできてなかったことについての問題があったんじゃないかなと思うんですけども、これはもうこれ以上申しませんけれども、やっぱり今後、きちっと返済がなかったら、途切れたら、きちっと請求する、またそういう事情が変わったようなことが起きているのであれば、わからないかもわかりませんが、そういう部分はきちっと対処していかないと、こういうことはやっぱり続いていくと思いますので、ここはしっかり事務をとり行っていただくように、要望しておきたいと思いますので、お願いします。

それから、関連をして水洗便所の改造資金の返還の時期がボーナス時期に重なるんだという、ちょっとようわからんところもあるんですけど。これは、要するに毎月何ぼとかと払っている人やったら、ほんまやたらと、一括で返しなさいと、ボーナス月返済とかいう特定があるんですか、そんなないですね。やっぱり、定期的に払っている人が、こげついで払わなくなった人が、ボーナスのときやから払ってくださいよとお願いに行くから、ボーナス月がふえると、こんな話になっているんですよ、きっとね。だから、この辺も改善をしていただいて、やっぱり毎月払っていただけるように、

定期的に、一番毎月同じ件数で払っていただくのが、本来なら本当だと思えます。だから、それに一日も早く戻していただけるように。少なくとも今度、新規で申し込まれる方には、きちっとそういうふうにしていただけるような、定期的に支払をしていただけるような体制を、しっかりと敷いていただけますように、あわせてこれも要望しておきますので、お願いいたします。

それから、5番目の水洗便所の普及について、大体2,200世帯ぐらいだろうということでございまして、全部の世帯で掌握するのは非常に難しいかもわかりませんが、これは本当に粘り強く、残った方についても推進していただけますように。できたら、私は気持的には、本当に1軒、1軒、事情を聞いて、把握していただくぐらい取り組みをしていただきたいなど。これは人員的には非常に難しいかもわかりませんが、それがまた業務がふえたら、ほかのところでミスが出るようではまた困りますけど、気持的にはそれぐらいの推進をお願いしたいなと思っています。これはできるだけ努力していただいて。ただ、経済的な問題で無理があって、どうしてもということは無理な場合もあります。それはそれでしっかり掌握をしていただくことが望ましいと思いますので、これはできる限り近づける努力をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

それから、6番目のガランド水路の問題でございしますが、地元の方の協力体制はわかりました。私も知ってますねん、これは。だから、その方たちとどういふふうに関係、例えば水をとめるんだったら、とめる方向について話し合いをするとか、配慮していくとかいう考えをされてますかということをお聞きしてたんで

すが、これはもう答えは結構ですけど。とにかく、しっかり意見も伺っていただいて、理解していただける形で、なおかつまた水をとめても、やっぱり清掃等の協力はしていただけるような体制をとりながら、進めていただけることを、よろしくをお願いをしたいと思えます。やっぱり突然水がとまって、どうなったんやというようなことが、近所の方から必ず起きてしますよ、突然とめたら。だから、やっぱり前もって、こういうことでこういうふうにしたんですということも、きちっと配慮していただいて、もしするんであれば、これはできる限り、財政が続く限り流していただけるということでございましたけれども、背に腹はかえられんところがあるわけでございますので、期間が21年、何とか頑張らなあかんという期間が決まっております。この辺もしっかり考えた上で、どうしてもということであれば、これは近隣の方にしっかりとご理解をいただく形をとっていただきたいということでございますので、これは要望しておきます。よろしく申し上げます。

それから、7番目の下水道の普及率。安威川以南の方は、今しっかり頑張っているということでございまして、今回は16年度は2.3%普及していただいたと。この安定化計画で前にいただきました、これを見ますと、全体的には大体毎年1%未満の伸び。0.6%とか0.7%。これを見ますと、90%を全体として超えるのは平成31年になりまして、今おっしゃっていたような、ほぼ100%に近い状態になって、合流化の話が出るということになると、平成40年かぐらいになりますか。もっと先になりますか、この計画でいくと。こういう伸び率で、本当に安威川以南と以北

の不公平是正という部分についてええのかというふうに思うわけですが、安威川以南については、まだ66.6%ですね。まだ34%近い方が普及されていないという形で、これからまだ37年までいうたら、随分とありますけど、20年以上ありますけど、この辺の考え方。どのように考えてらっしゃるのか、一度ご答弁をお願いします。

それから、8番目の受益者負担金については、これは結構です、わかりました。

それから9番目、ディスポーザーの件についてもわかりました。これはしっかりとそういうふうにしていただきたいと思えます。よその市なんかですと、大きなマンションなんかでも最近多いんですよ、ディスポーザーをつけているところは。それはもう一次処理ということで、合併処理浄化槽を設けていただいて、そこでその水を一遍合併処理で処理して下水へ入れてもらうというような指導をしている市もあります。それはええのかどうか、ちょっと私もよう、水を汚すという意味においては、余りよくないということもありますし、この辺はしっかりと、だめだということでやってるんでしたら、それでしっかりと進めていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。なかなか実態が把握できないということもありましたけれども、努力をしていただくようお願いしておきます。

それから10番目ですが、先ほどありましたように業者から申請をされて、本人が、申請者がもらったのか、もらわなかったのかわからないというふうな感覚の方がいらっしゃるということ。それはたしかによく聞くんです、そういうことも聞くんですけど。だから、やっぱり助成金として税金を投入をして、たかだか5,000円という、されど5,000

円ですね。この財政が苦しい中でも、そうやっていこうということでやっているの、やっぱり実感として、ああ助成をもらったということがわかるようなことを考えていただきたいと思えます。ちょっと5,000円では、やっぱり振り込み式というのは大層かもわかりません。違うところでの助成なんかの場合は、わざわざ本人の口座へ振り込みますという形をとっているところもありますけど。だけど、手続上も非常に大変なので、業者がやってしまうということもあるかもしれません。でも、やっぱり本人がちゃんとそれをいただいたということが認識できるようなことを、考えていただきたいと思うんです。費用対効果という意味においても、これはよろしくお願いいたします。

それから、11番目の、順位はわかりました。これは結構でございます。

それから、分流化の話ですけど、これは先ほどの件もそうですが、100%近いということになりますと、先ほどの計画でいくと大分先の話になるから、ちょっとピントの違うような話のような気がします。もうちょっと、多分、今の話ですと100%近くするのは、もっと早くて15年とか、そのぐらいのスパンで、それで合流から分流へという話も次にしていきたいと、こういう認識でされたと思うんですけど。だから、先ほどの計画とあわせて、どういう認識をされているのか、普及率ですね、これはちょっとお願いしたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○山本靖一委員長 渡辺課長。

○渡辺下水道整備課長 7番目のご質問の分で、安威川以南の下水道の整備、今後どうしていくかというお話でございます。確かに非常に普及率の格差という

形の中では、住民の方にはご迷惑をかけているという状況ではあるんですが、何分、今の財政状況の中で、やはり各年度整備を抑えざるを得ない。今の経営健全化計画に基づいた形の中で、年間やはり0.7%程度の伸び率という形の中でやっているという実態ではございます。

そんな中で、以前も委員会等でご指摘をいただいております。工事請負費の不用額等の処理についてということの中で、せっかくなにか取った予算であるんで、それをやはり普及の方に回していくということのご指摘もいただいております。そんな中で、平成17年につきましては、16年度の不用額を17年度に上げまして、通常0.75%から0.9%の伸びという形の中で、17年度の事業につきましては実施させていただいております。

そんな中で、非常にわずかずつではあるんですが、やはり少しでも以南の汚水整備を改修するがためには、最大の努力はさせていただいて、進ませていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 赤字削減に向けての今後の計画ということでご質問をいただきました。

平成21年までに累積赤字を解消しようということで取り組んでおります。具体的には、使用料収入の増収に努め、また滞納繰越分、受益者負担金、貸付金等の滞納繰越分の回収に努めていく、そういった歳入面での取り組みとあわせまして、歳出においては維持管理費の削減を図ると、建設費も抑制していこうと、こういったことが基本的な取り組みではございます。こういった取り組みによって、

赤字を減らしていくわけではございますけれども、これによっても平成21年に赤字解消が難しいということであれば、これは一般会計からの方で赤字補てんという形をお願いをしていかざるを得ないと考えているところでございます。

平準化債に関連して、安定化計画の内容について説明させていただきます。健全化計画というのは、先ほど言いましたように累積赤字を解消するために、平成13年度から策定をして、何回か変更をしておりますけれども、平成21年度に累積赤字を解消しよう。これに対して安定化計画というのは、平準化債を発行いたします。平準化債を発行する要件といたしましては、使用料の適正化であったり、供用開始50年以内に経費回収率が100%となるような計画を策定しなければならない。そういった要件がございまして、その要件に合うような形で、安定化計画というものを策定したものでございます。この安定化計画についても、健全化計画の健全化のための具体的な方策というのは、安定化計画にも反映をさせていくということでございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 12番目の合流改善という流れの中での、普及率100%、そんな時分までということで、安定化計画の中では37年計画になっている。そういう形の中では非常に以北と以南のバランスが崩れるのではないかと。これは非常に以南と以北の着手時期の違いがございまして、公共下水道につきましては、昭和46年から着手しているという状況。安威川以南の分につきましては、昭和62年からかかったと。ですから、ここで十六、七年の差が出てまいっております。ただ、安威川以北と以南の普及率の変遷を見て

まいりますと、平成12年ぐらいには合流の方で約9割方という状況になっています。見通しにつきましては、まだ安威川以南につきましては66.6%という状況で33%強が残っておりますが、今、現状としましては、ほとんどが安威川以南に主力を置いているという状況でございます。

ですから、以北と以南の差たるものは時間とともに。ただ、普及率で申し上げますと1%未満という状況にはなってますけれど、安威川以南の方だけをとらまえてみますと、1%以上の整備状況で実施していけるのではないかなと、このように考えておりますので、できる限りの建設費を持ちまして、安威川以南の方への整備を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、最後はもう要望にさせていただきます。

1番目、総論的に答えていただきましたけれども、平成19年度、先ほども野原委員からもありました15%値上げを提案されていますね。これは、やっぱりなかなか経済状況もよくなっているような、なっていないような、そういう状態でございますし、この部分はやっぱり市民にずしりと来る部分でありますので、どうか企業努力をしていただいて、少しでもおくらせる、もしくは圧縮ができるような努力をこれからしっかりしていただくことを、要望させていただきたいと思ひますので、お願ひいたします。

それから、下水道の普及率。相矛盾するかもわかりませんが、安威川以北の普及につきましても、格差是正がやっぱりできる限り急いでいかないとあかんというふうには思ふんです。21年までは、

これは財政は大変な中ですから難しいと思ひますけれども、21年を越えて、財政がちょっと回復してきた段階では、やっぱりスピードアップが求められると思ひますし、市全体がそうですけど、やっぱりこれからしばらくは辛抱してくださいというか、大変な時代と一緒に頑張っていたかかないといけないわけですから、それは越えたらよくなるために、頑張ろうということになっておりますので、そういうふうに理解してもらうことになると思ひますから、この辺もしっかりまた考慮していただいて、計画についてもこれ以上のスピードで進められるような、少しでも努力をしていただくことを要望させていただきます。これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。原田委員。

○原田委員 集中管理室、維持管理業務委託がありますが、これについて、平成16年4月から4月の1か月分と、そして16年5月から17年3月31日と、2回にわたっての契約がなされているような書き方が事務報告書に出ておりますが、これについてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、下水道管内の調査委託が255万1,500円執行されていますが、されたところは烏飼本町1丁目から5丁目ということで、当初区画整理事業が行われた時点で、早くから公共下水道が実施されたところでございますが、実施されて、その間に阪神・淡路大震災等もあったわけでございますし、どのような状況になっておるのか、一度ご見解をいただきたいです。以上です。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の

契約の内容で、4月と、それから5月から翌年の3月まで2本立ての契約になっているという状況でございます。これは、私どももいろいろ契約の内容を考えておりますけれども、まず4月につきましては、前年の委託業者に随意契約しているという状況です。これは、集中管理室は24時間の監視のもと、1日たりともあけられないという状況の中で、1か月随意契約をしております。5月から翌年の3月、この分につきます11か月分につきましては、委託業務に当たりまして指名競争入札という形での契約とさせていただいているという状況でして、2本立ての契約をさせていただいているという状況でございます。

それから、管内調査の件でございますが、この件につきましては、公共下水道を整備していく中で、やはり汚水、雨水ともにそれなりに良好な状況の管理をしていかなければならないところですが、年々延長が増えてまいりますし、なかなか難しいところがございます。この管内調査といいますのは、汚水にかかわりましては処理水にかかわってくる内容でございます。ですから、そういう形の中で、不明水がどういう状況で入ってきているか。やはり、不明水が多い分、終末処理場での処理費が多くなります。ですから、そういう形の中では少しでも終末処理場への負担を少なくする。負担を少なくすることで、処理費のコストも抑制できるという内容になってまいります。ですから、毎年エリアを決めた形の中で、どういうふうな水量が発生しているか。水量だけではなかなか確認しにくいところがございます。ですから、カメラ等を使った形の中で、漏水がどのような状況で漏水しているか。漏水が見られるところについては、別途補修を考えていくという

ふうな形で、管内調査を実施しているという状況でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 ご説明いただきましたが、1か月分については随意契約をやるということでございます。単価を割り出しますと、4月分で254万6,250円。5月から翌年の3月まで11か月分で2,514万7,500円でございますから、月228万6,138円ということで、この開きが出るわけでございます。これは入札をしたからだということではありますが、そしたら4月から3月までに出された部分についての金額は、妥当であったのかということが疑われるように思うわけでございますが、その辺についていかがでしょうか。

それから、管内調査について、結果どういう状況であったかということをお聞かせいただけたらと思っております。全然影響がないということであるならば、今後のあり方というのを見直さなければならぬというふうに考えますので、その辺をお答えください。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 集中管理室の分で254万6,250円の一月単価、それと入札でとり行った場合に228万6,000円。これは私どもも通常の見積りといいますか、契約をいたしておるところでございます。254万6,250円は、私どもが一月、今までの実績の中での積算で積み上げた単価。これに対して幾らでしていただけるかと、こういう内容になります。一通り私どもは私どもで単価を見積りします。相手方の方からの、この金額でと、この内容であればこの金額でという形で対応させていただいておりますので、指名競争入札時での差ほどは出てまいりませんが、こ

のあたりは随契という形の中、それともう一つは1日もあけられないという状況の中での対応になりますものですから、若干、この単価の開きが出てくるのかなと、このように考えております。

それから、管内調査の件ですけれども、実態としましては、鳥飼方面の方につきましては、非常に軟弱な地盤でございます。管と管の接合部からの漏水もでございます。それと、また本管から取り付け管を出している、取り付け管の中でも漏水もありますし、取り付け管との接合点、こういうところでの漏水もでございます。ですから、やはり少しでも余計な水を入れたくないということで、処理単価が上がってくるということのを避ける意味合いで実施していると。やはり、軟弱地盤である、そういう形の中での経年変化もありまして、整備当初はそれなりの勾配を持っている部分もありますけれども、やはり不等沈下等で若干下がったり、上がったというところもございますものですから、そのあたりの掌握もしていかなければならないかなと、このように考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 この単価の出し方なんです、4月の1か月分ですね、これは前年単価を当然割られて、1か月当たりの単価を出されて、随契をされるということでもあります。それ以後の11か月分については非常に単価が安いということでもあります。安価であるということでもあります。この委託者につきましては、継続をせずと委託を受けておられるという業者でございます。そういう意味で随意契約をされたわけでございますが、これは時期的に言えば、もっと早い段階でそのことを実施をしておけば、新年度から新たに契約を結ぶことができるというふ

うに感じるわけですが、次長はいつも、1日たりともあけることができないということではありますが、これについてはやり方を工夫するべきだと考えるのですが、いかがでございましょうか。

そして、この仕様書、見積りをつくる仕様書ですね、これはやはり見直す必要があるんじゃないかと私は考えております。いわゆる集中管理室及び25か所のゲートの降雨時の施設稼働に対する監視ということでもありますから、稼働日数、1日たりともということでございますので、365日ということであるならば、1日大体8万ぐらいかかると考えられます。かといって、この施設については四六時中管理をしなければならぬ、そういう施設でもないというふうに私は考えます。晴天時は全く必要もないところでもあります。そういうことで、1年間を通じて委託をするということであるならば、私は仕様書の見直しをやるべきだということに考えるんですが、いかがでしょうか。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 晴天時、それから雨天時という状況の中で見直しというお話でございます。

集中管理室で何をしているかという形の中で、今、委員ご指摘のとおり、25か所の取水ゲートの状況も確認させている状況でございます。ですから、晴天時におきましてはそこらの清掃、あるいは点検という業務をさせていると。24時間の配備ですから、そういう人員の確保も非常に難しいところがあるという状況でございます。ですから、必ずしも晴天時、それと私どもで今まで経験した中で感じますのは、安威川以北が晴天にもかかわらず、以南では土砂降りというような状況のこともございました。そういう

ふうなことを思いますと、やはり自然での状況の中では、やはり24時間、365日をする中で、雨水排除に対して、市民への安心度を高めるといいますか、浸水に対する軽減を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

ご指摘のとおり見積りを交わします仕様書ですね、もう一度確認した形の中で、もし見落としがあるようであれば、その辺は工夫してまいりたいと、このように考えます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 要望いたしたいと思えますが、この集中管理室の委託等については、入札をされた段階で1割強が安価になってきているという状況もありますので、先ほど次長が言われたように、仕様書の見直しをやるということでございますので、それに期待をかけて質問を終わりたいと思えます。

○山本靖一委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

木村委員。

○木村委員 議会の不文律を尊重して、質疑ではなしに意見を申し上げたいと思えます。

下水の使用料の問題、あるいは受益者負担の問題について、時効の問題をこの機会に改めて確認をしておきたいと思うんですけれども、刑事犯罪であれば、時効が成立をすれば、もう罪は問われないということで、時効が成立した後は一般人として社会生活に戻っていくということになるんですけれども、この使用料等についての時効の問題も、これは時効という法があるわけですから、その時効が成立した料金を、さらに徴収をするということは法律上問題がないんか。やはり、

日本は法治国家やから、そういう時効という法が成立した以上は、その後の徴収はできないのではないかという、私は考えを持っています。もっと言えば、そのことは法を犯すことになって、罪になってしまうのと違うかなということが1点と、もう1点は、やはり時効が成立した後、請求をして、協力をして払ってもらえる。1円でもたくさん集めるということは大事なことですけれども、実際そういうことで最終的に時効にかかった人で払った人、払わない人。払った人は、結局、払わない人がおるということを知って、それやったら我々も払えへんかったのということの不公平感を持つということについて、行政としてはやっぱりそういうことはあってはならないと思えますし、その点は時効後の徴収については、相当慎重にやってもらいたいということが1つ。

もう一つは、ガランド水路の問題です。先ほどからずっと議論されておりましたけれども、私はこの問題を今から30年ほど前に、やっぱり摂津市は山もない、川もない、そういう中で我々は大正川、山田川、正雀川、安威川、淀川、その辺で魚とりをしたり、あるいはまた水浴びをしたり、水泳を覚えたり、そういうことで水に親しんできて、やっぱり情緒教育の一環を果たしてもらってきたということを考えると、やはり次代を担う子どもたちに、そういう自然と親しむ機会を持つために、そういう親水事業、川に入って遊べたり、あるいは川を見ることによって心に潤いを持ってやっていけるということで、親水事業に取り組むように主張して、当時の井上一成さんはガランド水路に白鳥を泳がすというような話もありましたけど、そうにはならへんかったけれども、結局、今のガランド水路が完成

をして、皆さんもよく感じられたと思うんですけども、従来は文化住宅、アパートで雑然とした建築基準法以前に建てられた建物で混在しておる関係で、雑然としたまちが、やはり一定整備をされて、快適な生活環境が保障されたということで、地域の方が大変喜ばれています。先ほど来、議論にもありましたように、国の補助金をいただいて親水事業として取り組んで、よみがえる水百選にも選ばれたそういう事業を、今ここで水をとめるということになれば、これは会計検査院の検査が入れば、これは補助金の不正受給ということになってきますし、そういう点では、行政がごまかしということではないんですけども、不正に補助金を受給したということで、世論、あるいは市民の批判を受けていくということも、ある程度発生してくると思うんです。

そういう点では、せっかく親水事業として地域に親しんできている事業を、短絡的に水をとめるということではなしに、先ほど来、議論されてきましたように、それにはやはり民の力もかりて、民間の力をかりるということも1つは大事ですけども、主体的にやはり行政として、今の管理費の問題をどう認識するか。例えば、年2回の維持管理の費用、議会でも非常に高がついていてという批判の意見も出てますし、その点では、それをどう削減していくかという努力は、当然やっぱりしていかなあかんと思います。そういう点では、年2回やっている事業を、1回はやはり行政が主体的に取り組んでいくと。行政もみずから前へ出て行って、それで市民の皆さんにも力をかりる。官から民という時代ですから、民の力をかりることも大事ですから、そういう点では、まず民の力をかりる以上は、やっぱり官から主体的にどうするか、どう軽減

を図っていくかということの努力をすべきだと思いますし、そういう点では、親水事業、私は仮に水をとめられるということになれば、このことについては了解しかねますし、賛同しかねます。

そういう点では、やっぱりこれからの21世紀、市民、子どもたち、老人も含めて、夢とうるおいと希望を持っていくまちにしていこうと思えば、やはり親水事業も必要ですし、私はもう一つは安威川以南に、昔は安威川を挟んで、安威川以北は農作業、田植えとかとり入れが終わった後に山行きということで、淀川の堤防に行って地域の人たちが三々五々集まって、そこで食事をしたり、お酒を飲んだりして、農作業の労をねぎらうという風習もありましたし、安威川以北については、今の民家のある以禅寺山という山があるんですけども、その山に行くと、そこで農業のいやしをするというふうなことが、地域としての習慣がありましたし、味舌小学校からも、その山でウサギ狩りをして、そういう自然との触れ合いをとってきたという、非常に大きな面がありますので、そういう山も川もない摂津市に、ぜひとも、せめて鶴見緑地のように、ごみでつくった山でも、そこには花が咲き、鳥が歌いという環境が保障されておりますので、ぜひともやっぱりそういうのをつくってほしいということのできたのがふるさと公園ですし、そういう点では、そこで地域の連合自治会なんか、ふるさと祭りという形でいろんなイベントを組まれたりいろいろされている姿を見ますと、やはりよかったですし、そういう点では、自然を大切にすることということで、平和公園の親水事業が閉鎖をされたということについては、若干、地域とのつながりが薄いですが、そういう点では、若干

の理解はできるにしても、ガランド水路の親水事業については、今後やっぱり継続してやっていく努力をすべきだということをお願いして、意見として申し上げておきます。以上です。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時6分 休憩)

(午後1時8分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

池田水道部長。

○池田水道部長 認定第2号、平成16年度摂津市水道事業会計決算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

平成16年度の水道事業報告につきましては、13ページから27ページにかけて記載いたしており、13ページの1では事業の概況について。18ページの2では工事の内容について。21ページの3では業務の内容について。26ページの4では会計の内容について、それぞれ記載をいたしております。

まず13ページ、事業の概況の中で記載いたしておりますが、平成16年度の年間総配水量は1,220万1,830立方メートルで、前年度に比べ9万8,780立方メートルの増加となりましたが、年間総有収水量は1,127万5,583立方メートルで、前年度に比べ5万6,452立方メートルの減少となりました。この主な要因としましては、需要者の節水意識の定着などによるものと

考えられます。水源別配水量につきましては、別表1に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べまして5.2ポイント上昇し33%、403万2,010立方メートル。大阪府営水は5.2ポイント低下し67%、816万9,820立方メートルとなっております。また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、15ページの別表2に記載いたしておりますように、前年度に比べまして4.3%低下し8円75銭減少の197円12銭。供給単価につきましては0.7%低下し、1円41銭減少の214円20銭となっております。

続きまして、29ページの収益費用明細書でございますが、同明細書は、税抜き金額で表示いたしております。収益では、款1、水道事業収益の項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べまして2,813万1,063円減少の24億1,518万5,394円となりました。この内容につきましては、有収水量が前年度に比べまして減少したことによるものでございます。目2、受託工事収益は、前年度に比べまして93万5,657円増加の1,852万7,209円となりました。これは、公共下水道事業における移設受託工事収益や一般家庭等からの修繕依頼による受託修繕収益が増加したことによるものでございます。目3、その他営業収益は、前年度に比べまして93万713円減少の961万8,767円となっております。これは、マンションや住宅開発などに伴う給水に係る設計審査や竣工検査立ち会い等の手数料が減少したことによるものでございます。

次に、30ページの項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に

比べまして2万3,476円減少の57万3,256円となっております。これは、超低金利に伴う預金利息の減少によるものでございます。目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。これは、消防庁舎、鳥飼送水場、ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。目4、雑収益は、前年度に比べまして6万1,050円増加の3,929万8,646円となっております。これは、下水道料金徴収受託料や行政財産目的外使用料などでございます。目5、納付金は、前年度に比べまして2,013万7,500円減少の1億1,940万円となっております。これは、マンション・住宅開発などに伴う給水装置の新設及び口径変更に伴う納付金が減少したことによるものでございます。目7、他会計負担金では、前年度に比べまして1,319万62円減少の、1,739万9,357円となっております。これは、主に水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、31ページの資料についてご説明申し上げます。款1、水道事業費用の項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費は、前年度に比べまして4,678万7,949円減少の10億6,491万3,544円となっております。これは、太中浄水場ほか3か所の送水所の運営に係る人件費を含む維持管理費、32ページの動力費、また大阪府営水道の受水費で、減少の主な理由といたしましては、浄水及び送水施設に係る修繕費や受水費が減少したものでございます。

32ページから33ページにかけての目2、配水・給水費は、前年度に比べまして519万8,344円減少の1億7,

260万8,808円となっております。これは人件費のほか、夜間及び閉庁日における修繕業務の委託、水道管漏水による修理、給水管の切り替え工事などの費用で、減少の主な理由といたしましては、修繕費や工事請負費などが減少したものでございます。

33ページから34ページにかけての目3、受託工事費は、前年度に比べまして129万2,681円増加の7,106万6,318円となっております。これは人件費のほか受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費、また公共下水道事業に伴う給・配水管移設に係る工事請負費で増加の主な理由といたしましては、給・配水管移設に係る工事請負費や給・配水管受託修理に係る材料費などが増加したものでございます。

33ページから35ページにかけての目4、業務費は、前年度に比べまして398万5,166円増加の1億4,662万2,569円となっております。これは、人件費のほか検針業務及び検定満期による量水器取り替え業務等に係る委託料などで、増加の主な理由といたしましては、人件費や業務委託料が増加したものでございます。

35ページから36ページにかけての目5、総係費は、前年度に比べまして921万7,400円減少の1億8,311万3,068円となっております。これは人件費のほか、中央送水場施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機等の借上げ、郵送料などの市長部局への負担金、その他、水道事業運営に係る一般管理的な費用で、減少の主な理由といたしましては、人件費や研修費、システム改修委託料が減少したものでございます。

36ページの目6、減価償却費は、前年度に比べまして2,576万9,45

9円減少の4億1,551万869円となっております。減少の主な理由といたしましては、機械及び装置などの有形固定資産に係る減価償却費が低減したことによるものでございます。目7、資産減耗費は前年度に比べまして476万1,965円減少の184万135円となっております。これはOA機器や車両等の老朽化に伴う有形固定資産の処分を行ったもので、減少の主な理由といたしましては、水道材料の処分がなかったことによるものでございます。目8、その他営業費用は、前年度に比べまして4万65円増加の15万6,065円となっております。これは売却した水道材料の原価でございます。項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べまして2,104万3,360円減少の2億3,664万3,819円となっております。これは、平成15年度までに借り入れた企業債に対する利息でございます。目5、雑支出は、前年度に比べまして76万5,848円減少の137万5,879円となっております。これは水道料金等過年度還付金でございます。項3、特別損失、目1、特別損失は、前年度に比べまして76万774円増加の385万6,364円となっております。これは、転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不能分を過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、38ページの資本的収入、支出明細書についてご説明申し上げます。収入の款1、資本的収入の項1、企業債、目1、企業債は、前年度に比べまして2,000万円減少の8,000万円となっております。これは、前年度に引き続き配水管整備事業を施工するために借り入れた企業債でございます。項2、工事負

担金、目1、工事負担金は、前年度に比べまして116万円減少の29万円となっております。これは、消火栓1か所設置に係る工事負担金収入でございます。

次に、38ページから39ページの支出でございますが、款1、資本的支出の項1、建設改良費、目1、施設改修費は、前年度に比べまして1億8,744万9,000円減少の130万円となっております。この減少の主な理由としましては、太中浄水場のあり方を検討するため、急速沈殿池や濾過池などの改修工事を1年間見送ったものでございます。目3、固定資産取得費は、前年度に比べまして1,988万7,892円減少の1,558万4,358円となっております。この減少の主な理由としましては、OA機器や水質検査用機器、車両、量水器の購入費用が減少したものでございます。目6、配水管整備事業費は、前年度に比べまして1,177万835円増加の1億5,089万6,088円となっております。この増加の主な理由といたしましては、鉛給水管切り替え工事が増加したもので、当年度は鉛給水管切り替え工事や配水管布設工事など18件を施工いたしましたものでございます。項2、企業債償還金の目1、企業債償還金は、前年度に比べまして4,762万3,297円増加の4億1,660万2,757円となっており、これは平成10年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 こんにちは。このほど建設常任委員会です。いろいろお世話になります。

まず1点目、窓口業務のフレックス対

応という形のメリット、デメリット。今後、どういう形でこれをやっていかれるかということ、1点目お聞きしたいと思います。

それと、今、鉛管の話がありました、これは、今、摂津市でどのような状況まで公開というか、どの辺までそれがなされているか。また、それが今度、古い文化住宅とか民間の中に残っている部分を、どういう形で啓発されていこうとしているのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、太中浄水場の中の危険手当という形のものがあるかと思うんですけども、そのときに塩素とか、いろんな殺菌、そういう形のもので現場で業務をされている方以外に、そういう手当として支払われているのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、危機管理という形のことで、今、東南海沖地震とか、いろんな地震に対して、消防の方とかほかの方でも、下水の方とかでも、一応そういう対応をされて、危機管理という形の方向でいろんな対応はなされていると思うんですけども、それは水道の方でも、例えば水道管が破裂して、給水という形の対応は考えておられると思うんですけど、本管がもしそういう形で破裂した場合に、24時間、お1人そういう形で常駐の方はおられると思うんですけども、そこからどういう系統で、どういう指示で、そういう対応に当たられるのか、危機管理の体制をお聞かせいただきたいと思います。

それと、徴収漏れの時効2年という形のものがあるんですけど、その対応策ですね。どう対応されておられるのか、また請求を出して、それを入れてきたものに対してどういう形の処理をされているのか、以上、お聞かせいただきたいと思います。
○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 4点目の危機管理に伴いますもので、配水管等の破損した場合の対応につきまして、ご答弁申し上げます。

本市の水道部におきましては、危機管理の配水管等の緊急対応の様式をつくっております。水道部長が本部長という形で、各担当課長が配置を決められております。工務課に対しましては破損部分の応急修理班、営業に係りましては給水班、総務課につきましては一般市民との連絡、他市との応援体制の連絡等、危機管理のマニュアルをつくっております。こと事故がございました場合は、それを発動しまして、いち早く事故に伴う対応を行っていききたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 五味課長。

○五味営業課長 2番の鉛管の対策についてでございますけれども、鉛管対策は人の健康にかかわる重要項目であることから、主要事業の1つに位置づけされておまして、平成16年度から初年度として実施しております。

まず、平成16年度の計画を策定した時点での市域全体の鉛給水管の残存数は1万3,260件ございました。それが16年度末の残存状況でございますけれども、1万2,134件、約1,001件の解消を認めました。解消の内訳でございますけれども、1つ工務課で行っておる給水管の修繕とか、あるいは配水管整備事業とかで工事を実施して改修をするもの、この件数が319件でございます。それと、更新計画の件数を合わせまして、合計1,001件という内容になってございます。

○山本靖一委員長 乾課長。

○乾総務課長 それでは、委員ご質問の窓口フレックスのメリット、デメリット、

それから太中の危険手当につきましてご答弁を申し上げます。

まず、太中の方の危険手当でございますが、これにつきましては有害物取扱業務従事手当という名前で支給をいたしております。太中浄水場では、塩素系の薬物を使用いたしております。その関係で、この手当を支給しているものでございます。これは直接塩素系の薬をさわる者、それからまたその薬を注入する施設の修繕等、あるいは点検等、保守点検等でその場所に入出入りするような者、そういった者に対して支給いたしております。これは1当務で500円支払うことになっております。基本的には太中の職員、管理職を除きまして全職員にこの手当は支給するようにしております。

それから、窓口のフレックスのメリット、デメリットというようなことでございますが、ご承知のように、私ども水道部では、お客様窓口ということで、中央送水所の1階に窓口を設けております。水道部では中央送水所に勤務する職員につきましては、午前8時から午後6時まで勤務をいたしております。その仕方が早出、遅出の2班に職員を分けまして、早い者は午前8時から午後4時半。遅い者が午前9時半から午後6時までというような勤務をいたしております。

このメリットといたしましては、やはり職員が8時から少なくとも半分近くが出ておりますので、お客様からのあらゆる問い合わせにつきまして、本庁に比べまして45分早い時間から対応ができる。それからまた、夕方の方は本庁よりも45分、同じように市民からのあらゆる問い合わせ等につきまして、対応ができるというようなメリットがございます。

ただ、デメリットといたしましては、やはり職員が午前8時から9時30分、

それから夕方の4時30分から6時までというのは、基本的に中央送水所に勤務します職員は半分になってしまうんですね。そうしますと、私ども、職員数の適正化計画というものを持っております。平成23年度におきまして、私ども職員数を46名に持っていきたいと。現在は、つい先日、水道事業管理者が退職されて58名おりますけれども、これをさらにまだ12名削減していかないといけなくなります。そうしますと、やはり窓口の早出、遅出をやっておりますと、半分の人数というのが、さらにどんどん少ない人数になってきますので、人員を確保するのが難しいというような面が出てきます。そういった点がデメリットでございます。

○山本靖一委員長 五味課長。

○五味営業課長 2年時効のあり方についてご説明申し上げます。

現在、平成15年10月の最高裁判所の判決によって、水道料金の債務時効が民法適用ということで2年になったわけでございます。水道料金の債権の時効ということで、私ども水道事務部会の方で、北大阪浄水場協議会事務部会の中で、いろいろ議論しながら方向性を求めて、今、議論しているところでございます。

その具体的な内容というのは、今のところ方向性は各事業体とも定まっているところがないんですけれども、最終的には条例化をもって、消滅時効2年の取り扱い、きちっとしたものをとりあえず今検討しているところでございます。

一定の方向性でございますけれども、まず条例化の問題ですね、その辺の問題と、当面はどうしていくんかという問題があるんですけれども、最終着陸点は条例化をもって、各事業体欠損処理という扱いにさせていただきたいと。今現在で

は、各市の方では、各会計処理の問題とか、会計規定の見直しをもって、従来下水道の徴収受託とも受け取る関係もございますから、従来どおり5年間は徴収を請求を行って徴収していくと。以降、10年間は別帳簿で債権として保管していくというふうな方法で、今、検討しているところをございます。そういうところが今の現状をございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 フレックス対応に関しましてお聞きしたかったのは、メリット、デメリットという形はそういうことでお聞きしたんですけど、業務の引き継ぎが、朝行ってそういう業務をして、夕方行ったらそれが引き継がれてないということも、過去あったようにお聞きしております。そういう形をもって、今、人員の形もありますが、フレックス対応という形を見直されて、違う方向に考えられるのか、引き続きこの人数の中でそういった形を解消すべく、何らかを考えられているか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思ひます。

それと、鉛管の話で、ちょっと私自身が理解できなかったんですけど、今、1万3,000件ある中で、本年度が1,001件ですか、それが解消されたという形なんですけど、これは先ほど言われたように、健康にかかわる一番大切な問題という形の中で、このペースでいけば13年ぐらいかかるような形になるのか、それともこれを早い機会にそういった対応を考えられておるのか、そこをもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、太中浄水場の危険手当に関してですが、先ほど業務に携わっている方に対しての手当というのは十分理解できるんですけど、それ以外に、敷地内におられる方に出ているというのは、いかが

なものか。そしたら、その周りの住民の方なんかにもそういう影響が出る可能性があるのかという形のもので、その辺の見解をお聞きしたいと思ひます。

それと、時効の話なんですけど、先ほど下水道の方でもあったんですけど、木村副委員長が言われたんですけど、民法で2年という形の定義がある中で、今、請求されて、下水道の5年の形のものを引き継いで対応されて、10年まではそういう対応の仕方をしていくと。市民の方が、もし民法で条例化するまでに、そういうのを振り込んだという形の、いろんなそういった形で誤解を生むような形が生まれてくるときに、どういう対応をされるつもりなのか。その辺のところをはっきりした方向性をお聞かせ願ひたいと思ひます。以上です。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 野原委員の3点にかかわる件につきまして、私の方からご答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の窓口対応のメリット、デメリットの中で、業務の引き継ぎが悪いんじゃないか、今後どうしていくのかというご質問に対しましては、私ども地方公務員に対しましてのフレックスタイムについては該当はいたしておりません。フレックスタイムというものにつきましては、研究員、また医師等がフレックスタイムということで、私ども公営企業の職員に対しましては時間差出勤という形をとらせていただいております。

昨年、いわゆる16年度で見ますと、まず8時から9時までで電話の対応につきましては年間で112件、それから各課の案内につきましては3件、修繕受け付け等につきましては電話で21件、直接はございません。福祉減免等にもございません。その他としての問い合わせ

で約23件。また、17時から18時の間につきましては、各課案内電話が58件、直接がゼロ、修繕受け付けが電話で6件、直接で1件、福祉減免ゼロ、その他21件ということの統計をとらせていただいております。

こういった中で、私ども、先ほど総務課長にご答弁申し上げておりますように、平成23年度をめどに46名体制ということになりますと、まず職員の健康問題を、やはり取り上げなければならないかなというふうに考えております。そういった中で見ていきますと、先ほど申しました件数については、私は従来の宿日直等々、また職員を1から2名残すぐらいで対応できるのではないかというふうに考えております。こういった中で、今後、もう少し時間をちょうだいして、どうあるべきかということについては、検討させていただきたいと思っております。

それから、太中浄水場の危険手当等々でございますけれども、太中浄水場の職員については20名今現在おります。私を含めて20名です。私はこの手当については支給はされておられません。それで、塩素系に従事している職員、これにつきましては中で16名従事しております。したがって残りの3名につきましては、やはり応援のときに、職員が休んだ場合ですね、ローテーションで勤務しておりますので、実質13名おりましたが、当日の勤務が2名ないし3名になるわけですから、当然、故障、そういったものがあれば、直接職員がさわるということで、19名の職員については支給はさせていただいております。

それから、時効の関係でございますけれども、水道料金の消滅時効につきましては、先ほど営業課長も申しましたように、平成15年10月10日、最高裁判

所の方で、地方公共団体が経営する水道の料金歳計につきましては、民法の第173条第1号を定めるということで、5年から2年になるという判決が是認をされております。したがって、私ども、従来5年の時効を2年ということになりますと、いろいろと法律的な解釈がございます。こういった結果につながりましては、時効の援用ということが適用されてこようかと。そうならば台帳整備をする必要があるというふうに認識をいたしております。それから、また民法の145条では、時効は債務者が時効の援用をしなければ効力は生じないという規定等も適用されております。

そういった中で、私ども、5年を経過すれば自動的に料金債権は消滅してしまうということになるかと思っております。そういった中で、民法の適用を受けるということで援用されなかった料金歳計、それともう一つは、料金を滞納したまま何も言わずに転出された場合、我々が言うてるのは居所不明なんですけれども、そういった料金の債権も、残ってこようかというふうになるかと思っております。

したがって、最終的には債務の免除を行うのか、それとも債権放棄をするのかというようなことが必要になってこようかというふうに思っております。そういった中で、私ども、先ほど営業課長が申しておりますように、地方自治法171条の7項の規定によりますと、債務の免除をするには、一定の要件をクリアする必要があるかと思っております。なかなか容易には免除できないというようなこと。また一方では、地方自治法の96条の第1項、第15号の規定によりますと、条例の特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する場合は議会が必要になってこようかということになって

くるわけです。言いかえますと、条例で債権放棄にかかる規定を定めれば、議会を要せずに債権放棄も可能になってきますよということになろうかと思えます。

したがって、営業課長が申しておりますのは、債権放棄に係る条例を制定することが適当でないかというようなことで、先ほどご答弁申し上げまして、やはりこういった手続をとるには、各市の状況等も、いわゆる私どもはもっと勉強する必要がありますかと思えます。そういった中で、決断をしていきたいというふうに考えております。

したがって、今、水道料金の徴収につきましても、私どもこういった問題が出てきますので、一刻も早く徴収に取りかかるということで、16年度につきましても6月、12月につきましても、特別徴収月間というようなことを定めまして、料金の回収に当たっておるということでございます。そういった中で、今後、もう少し内部で整理方法を的確にして、対応していきたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 五味課長。

○五味営業課長 鉛管の計画の完了目標でございますけれども、これは先ほど申し上げました1万3,260件が計画したときの件数でございます。その中で、1つは先ほど申しました配水管整備事業とか修繕とか、年間400件の改修を見込んでおります。その10年間で4,000件。残り9,260件が鉛管対策工事ということで解消することという計画で、最終25年度を目標として取り組んでおるところでございますけれども、そういうふうな財政の問題とか、あるいはこれ以外に給水の申し込みによる各家の引き込み管も解消しておりますので、その辺の動向とかを見ながら、順次目標に

向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

平成16年度の計画としましては、当初、550件の解消を見込んでおりましたけれども、それを上回る件数の解消ができたというふうに解釈しております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。フレックス対応に関しましては、今、言われたような形で、鋭意努力しているということで、今後もよろしく願いしときます。

鉛管に関してですが、平成25年が最終目標と言われてますが、これが本当に健康にかかわる問題なんで、さっき言われた数値目標が若干上がっている、そのぐらいの意識じゃなくて、本当に急いで、一番しなくてはならない事項やと思いますので、この辺も鋭意努力していただきたいという形で、今後の要望にしておきます。

それと、先ほど危険手当の件も、一応は了解させていただきますので、そういう形でいろんな危険な作業に当たられて、大変かとは思いますが、その辺の見直しも従事していただいて、今、市の行政がこういう状況なので、それもよろしく要望という形をお願いしておきます。

それと、先ほど1点、私の方が飛ばしてしまって申しわけなかったんですけど、危機管理のところ、一応そういうマニュアルは全部書かれているという形はお聞きしたんですけど、そしたらこれが本当に何年かに1度とか、3年に1度とか2年に1度、実際のそういう対応、そういう防災訓練みたいな形、各消防とかを交えてそういう形を今までやられてたのか。そうでないと絵にかいたもちのような形で、実際、そういう形が起こって対応するのと、やっぱり訓練をしている中で対

応するという形では、全然対応の仕方は違ってくると思いますので、一番肝心かなめの人の命とかかわるという形のものになりますので、最終ここのご答弁だけ、もう一回お願いしておきたいと思います。

それと、時効の形は、これはやっぱり市民が不公平を感じないという意味で、督促が来たから払った。払わない人。そういう形で、やっぱり信用をなくすという形が、一番影響としては大きい形かと思えますので、先ほど言われたみたいな形で、いち早くそういう線引きをした形の中で、皆さんが公平な形で、督促という形なり、ほかの時効に対する対応ができるような形を一日も早く、条例化するのも大切ですが、それ以前にそういう形の意識で、市民にPRしていくとか、そういう対応をしていただきたいということで、要望にかえさせていただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 危機管理の、実際に行っているのかというご質問でございますけれども、ご答弁申し上げます。

京都府宮津市の集中豪雨に伴います浄水を停止という大きな災害が発生したわけでございますけれども、その場合でも、日本水道協会を頭としますなかの大阪府ブロックの方から大阪支部、北大阪ブロックの方に要請がかかってまいりまして、それで各市が応援体制を組んで、給水タンクとか、いろいろ人員も配置しまして現地へ向かっております。それともう一つは、新潟の方の非常に大きな地震が発生したときも、日本水道協会の方から待機をしてくれと。ひょっとすると応援体制が出てくるんじゃないかということで、本市も一応待機をして待っておったような状態でございます。それと、来年1月には、大阪府営水道協議会の方で、大阪

全域の各水道事業体に対しまして、緊急用の安心給水栓を使っての非常訓練を1月に実施をするということで、現在、いろいろ事務的に調整を進められているところでございます。それと、本市の防災訓練におきましても、水道部としましては、給水タンク及び充填パック機等を現地へ持って行き、市民の方にこういう形で給水を行っておりますということも、ご説明を行っているところでございます。

水道につきましては、日本水道協会等がございまして、あと各ブロック、日本全国にブロック割されまして、ここでしたら関西ブロック。関西ブロックの下に大阪支部。大阪支部の下に4つのブロックがございまして。この地域におきましては北大阪ブロック。おのおの全体が、非常にそういう甚大な被害が起きた場合は、お互いに協力をし合うという協力体制ができ上がっております。ですから、以前の災害が起きた場合、支部長の方から応援をしてくれと連絡が来た場合は、本市の方も班体制を組んで、出動できる体制はいつも持っているという状態でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。私の聞いたかったのは、そういう庁内というんか、摂津市内でそういう形の訓練とか、そういう形を全市、全庁を挙げて、危機管理というか、そういう形をされたことがあるんかという形の内容で、今後そういう形のを、地域の消防団とか、そういう形も全部巻き込んだ中で、給水の部分はそういう形でやられていると思うんですけど、先ほど言いましたような本管が破裂するとか、そういう形も絶対ないとは言えませんので、それに対するいろんな訓練みたいな形を、マニュアルだけじゃなくて、実際にそういう訓

練も何年かに1度とか、そういう形でやっていただくことを要望して終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、順次質問させていただきます。番号を申しますので、申しわけございません、お答えになるときには番号を申していただいて、ご答弁をお願いいたします。

まず最初、1番目ですが、給水量についてでございます。給水量、平成16年度が1,117万5,583リューベということでございまして、平成15年度に比べても5万6,452リューベ減少している。これは8年間連続で減少したということでございまして、先ほどもご説明のときにありましたけれども、これは節水が原因だろうということでございます。確かにそれもあるようにも思いますけれども。また、配水量と給水量との関係ですね。これが15年度よりも逆に、配水量については9万8,780リューベ増えているということで、有効率については非常に下がっているということでございまして、16年度の92.4%。前の年が93.6%、平成15年ですね。これは下がっているということになってますけど。この辺の給水量の話、もう一遍済みません、減ってきている、8年連続で減ってきているということ。それから、逆にまた有効率が下がっているということも含めて、ちょっとご説明お願いしたいと思います。これが1点目。

それから2点目が、自己水と依存水の推移なんですけど、平成16年度については、自己水の量がかなり多くなっておりますね。依存水との関係が33%になっていますね。これは15年が27.8%、14年が25.2%に比べると、量的にもパーセンテージも非常に伸びていると、

多くなっているということでございます。府営水の責任水量というのがあったと思うんですが、それとの関係も含めて、多くなっているということについて、どういふふうに解釈をすればいいのか、説明をお願いしたいと思います。

それから3番目、給水原価の話。給水原価について、平成16年度は1リューベ当たり197円12銭というふうになりました。過去5年間で初めて200円を切ったことになるんですね。今までずっと200円よりも高かったんですが、なぜかというのはおかしいんですが、努力されたんだと思いますが、どう努力して200円を切ったのかということ、ちょっと自己評価も入れてご説明ください。

それから4番目、料金改定について。平成16年4月に、一般公衆浴場用の水道料金について一部改正をされました。16年度は鳥飼野々でしたか、新しいスーパー銭湯なんかが開業したりして、一般公衆浴場の水量が非常にふえてますね。その辺とあわせて、どのように影響を与えたのか、16年度決算の中に与えたのかご説明ください。

5番目でございますが、先ほど鉛管の話、鉛管取り替えの話がされましたけれども、約1,000件とおっしゃいましたね、16年度。この水道事業会計決算書の中の18、19ページの中の、鉛管に関する取り替えの件数を計算をしますと590件になるんですけど。これに即して説明していただくと、これ以外にまだほかにも400件ぐらいの件数がどっかに隠れてあるのかということ。ちょっとこの辺、これに即してご説明いただけませんか。

それから6番目、水道料金でございますが、口座振替率が下がってきています。16年では77.5%。15年ですと7

8. 2%。14年は78. 6%。13年79. 5%と、だんだん下がってきているんですけど。当然ですが自主納付の方が、切りかえてふえているということになります。これはどういう傾向なんでしょう、どういうふうに見られているんでしょうか、この状態について。ちょっとご説明をお願いします。

それから、一般の水道料金は平成14年に値上げを行っておられますけれども、水道料金についての考え方について、16年度決算を終えた段階で、どのように考えていらっしゃるのか、ちょっとご答弁ください。

それから8番目ですが、自己水のPRについて。いろいろ私も太中の浄水場は何回か寄せていただいて、利き水なりいろんなことをさせていただいたりして、水道部の方は太中の水はおいしいというふうに自信を持っておっしゃるんですね。成分もミネラルウォーターを上回るぐらいに成分はいいんですよ。売ってる水よりもいい水なんです。それやったら売ったらええやないかと私なんか思うわけですが、実際に売ってる市があるんですね。ご存じだと思いますけど、例えば岡山市、これは岡山城をラベルに張って、ペットボトルに入れて、「ごっくん桃太郎おかやまの水」という名前をつけて、500ミリリットル100円で売ってます。1日に20本ぐらいは売れるそうですけども、これは地下水なんです。地下水をくみ上げて、塩素を入れずに加熱殺菌をして、ボトル詰めをして売っていると。ほかにもありますね。四日市市も売ってます。これも加熱殺菌して売っていると、これは井戸水です。それから横浜市。これは「はまっ子どうし」というふうに名前をつけて売っています。これは塩素を入れたまま売ってます。水道の水と同じ

水だそうです。これはごつつう売れているそうです。それから東京も売ってますね。東京の水道局、500ミリリットル100円で売ってます。高度浄水処理した水道水を入れて売っていると。少なくとも10か所はこういう事例があるということでございます。非常にミネラルウォーターという需要が多くなっている。ふえてきているということで、先ほど、節水の効果もさることながら、こういうミネラルウォーターがそれにちょっとかかわっていると。飲料水は買うて飲むというふうに変ってきているというのも、影響の1つにはあるんだらうとは思っています。水道水が何となくおいしくないとか、また生水は体によくないとか、そういう意識が高いと。それに比べて売ってる水はおいしいと。生水という感覚が余りないわけですね。多分、水としてはさほど違いがないにもかかわらず、そういうふうに消費者、市民の方が感覚的に持たれているということが、1つの水道水離れの原因ではないかと、こういうふうな分析もされています。ならばということで、今、紹介したような市では、水道水もこんなにおいしいんですよということをPRする意味も兼ねて販売しているということになります。こういった検討について、どのように考えておられるのか、一度考えをお示しください。

それから、9番目でございますが、今、摂津市には太中浄水場に大きな丸いタンクがありますね。それから中央送水所、それから千里丘の給水所、それから鳥飼というふうに、大きな丸いタンクが町中にあります。非常に殺風景な雰囲気なんです。それは機能上は水をためておかなければいけないという。侵入者があつたら、命の水をためてあるものですから、入れないように柵をしておかなあかんと

いう。機能的にはそれできちっと守られているわけですが、非常に殺風景な、愛着のわからない施設ですね。ある市、これは水道の施設じゃないんですが、ガスタンクに絵をかいて、非常に愛着のあるようにしている地域のことがテレビで紹介されていました。ガスタンクに桃の絵をかいたりとか、スイカの絵をかいたりとか、そういうのがあったわけですが、ちょっと愛着のわくようなことを考えられてはどうかと思うんです。例えば、小学生に絵の募集をしていただいて、そういう絵をちょっと壁面にかいて、そういうので市民の皆さんに愛着の持てるような、愛称もあって、そんなふうになれば、もっと市政に関心を持ってもらえるようなことになるのではないかと思います、そういうことについてはどのようにお考えなのか、一度教えてください。

それから、先ほど野原委員から質問があった中で、不納欠損の話。転出するとき住民票を動かして、滞納したまま住民票を動かして、わからなくなってしまうというケースがあると、こういう話がありました。時間がたって、追跡調査をしても間に合わなければ時効になってしまうという話がありましたけど。それやったらレストランに入って食い逃げをして、料金を払わずに逃げてしまうのとよく似ているケースだと思うんですけど。レストランだったら、食い逃げ防止のために、あらかじめ食券を買ってもらうとか、いろいろ工夫しているわけですが。住民票を動かすときの手続の中に、滞納のある人については、そういう対応を先にしないと住民票が出せないというようなことにはできないものではないでしょうか。でなければ、何か。法律的には別々やから、そこまで制限できへんということならば、この問題はいつまでたっても連携がなかつ

たら減らないということに、その件に関してですけど。たまたま転出されるという件については、この辺についてはどうなんでしょうか、一度ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 質疑を余り制限するつもりはないんですが、8番、9番については、ちょっと一般的なことになりまますので、その辺を配慮していただいております。答弁を求めます。乾課長。

○乾総務課長 それでは、藤浦委員のご質問のうち2番目の、自己水と依存水の関係といいますか、府営水、責任水量の関係ということで。

これについてどういうことかということですが、まず自己水につきましては、以前は450万トンぐらい自己水をくみ上げていた時代もございます。ところが、自己水につきましては、平成8年ごろをピークに、毎年減少してきてしまっているということで、平成14年には308万トンぐらいにまで減ってしまっていたということでございます。実際、自己水がこのように140万トンとか130万トンとか減ってしましますと、どうなるのかといいますと、太中浄水場の運転コストといいますか、ランニングコストといいますか、それはこういうふうに自己水が減少してもほとんど変わらない。監視とか、あるいは施設の維持管理に当たる職員の数というのは余り減少させられない実際20人の体制をずっと組んでしていると。それからあと、施設の維持管理のコスト、これも常に老朽化があれば更新をかけたり、不具合があれば修繕をしたりとか、そういうコストも、たくさん水をくみ上げていたときと、少なくなつたときとでは、ほとんど変わっていない

ということで、何が変わるのかと申しますと、直接的には水をくみ上げる動力費でありますとか薬品費などが、少し水が多くつくのと少ないのとでは変化が生じるんですけども、総じて言えば、先ほども申しましたように、ランニングコストがほとんど変わらない。

そういう中で、130万トン仮に減少したとすれば、かわりにまた府営水を、それに近い数字を買わないといけないと。買わないといけないのは責任水量ということで、大阪府と摂津市間の取り決めによって、摂津市が買い取る、受水を受ける水量を決められておるということでございます。だから、受水費は高いままで、ランニングコストも高いままというような状態で、非常に効率が悪うございました。

それで、結局のところ、経営状況を分析してみますと、府営水の受水量を削減するということは、直接的にコストの削減につながるということが明白にわかってきましたので、それで平成15年、平成16年と府営水の依存水を削減して、自己水をふやしたと。浄水場のランニングコストはほとんど変わらずに済ませたということで、経営にとっては自己水がある程度保っておく方が有利というふうに考えております。今後とも自己水の量というのは、400万トン前後、ないしは400万トンをさらに超えていくような数字で推移をさせていきたいというふうに考えております。

それから、給水原価のことでございませうけれども、給水原価はどういった努力ということなんですけれども、1つは今申し上げました府営水の受水費ですね、この費用を大幅に削減いたしました。それから、あと投資的な経費を抑制、ないしは平準化することによりまして、起債

の発行を抑えてきたと。それによりまして支払利息が大幅に減少してきていると。それからまた同時に、投資を抑えているものですから、減価償却費も年々減少してきているということで、その結果、200円をようやく切ることができたということでございます。

ただ、今後、やはり太中浄水場を中心とした浄・送水施設の更新時期に来ておりますので、更新ないしは大規模改修の時期に来ておりますので、一定の改修は続けていきますので、この給水原価はさらに下がるかどうかというのは微妙なところでございます。一時的にはまた逆にふえたりすることもあると思います。

それから、7番目の料金改定の今後の考え方でございますが、私どもは、摂津市の水道料金の水準は、府下的に見まして非常に高い水準にあると認識いたしております。このため、昨年、太中浄水場等の検討委員会というものをつくりまして、いろいろ今後の施設改修やら経費の抑制について、いろいろ検討をいたしました。その結果、水道部といたしましては経営健全化計画の案まではつくりました。それを正式なものに計画として公表まではいたしておりませんが、いろいろ浄水場の稼働率を高めて受水費を抑えらる。それからあと、投資的な経費を抑える、あるいはさらに人件費もできるだけ抑制していくということで、中長期的に水道料金につきましては値上げを回避して、何とか府下の平均的な料金に近づけるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、10番目の不納欠損のことで、ちょっと先ほどから、野原委員のときからも答弁させていただいておりますけれども、住民票が動かされて、あるいは転出されて、住民票を動かされたりと

かして、居場所がわからなくなって時効を迎えてしまうというようにお話がございました。住民票の届け出をされるときに、要は滞納のある人については、納めてくださいよと言えるような体制をつくれぬかというようなことだと思っておりますが、これはなかなか難しい問題でございまして、摂津市で住民票の届けをして、転出届けをして、それから他市へ転出される方もおられますし、他市に転出してから、届けをこちらの方に、逆に戻されるといいますか、そういうような形もあるように聞いておりますので、先に事実が先行してしまうというんですか、先に転出してしまうという方が多くあるというふうに聞いておりますし、また住民票の届出の受理と、水道料金の支払というのは、全く法的には別なものでございまして、なかなかそれをもって押さえるというのは、なかなか難しいのかなというふうにも思っております。

それからもう1点、住民票を動かして居場所がわからなくなった方については、時効が成立してしまうというふうなことのご発言がありましたけれども、確かに民法では水道料金は2年で時効を迎えると、納付すべき時期から2年を経過すれば時効を迎えるということは、消滅時効の時期を迎えるということは確かでございます。ただ、これには必ず援用というものがが必要です。要は、もうこの水道料金に時効が来てますから支払いませんよという、はっきりした意思表示ですね。意思表示をしていただくことが必要なんです。ですから、意思表示も何もされないままに転出されてしまうという方につきましては、時効は成立しません、時効の時期は来ますけれども、債権は消滅いたしません。

ですから、先ほどもちょっと営業課長、

部長も申しておりましたけれども、債権の整理ということが必要になってきまして、援用されない料金債権につきましては、いつまでも残ってしまう。だから整理しておかないといけません。それだったら10年も20年もたっても債権が残っているんじゃないかということになりますので、先ほど条例、債権放棄条例というようなことを申し上げていたかと思うんですが、そういう条例でもつくって、5年あるいは10年で債権を消滅させてしまうという、そういう条例をつくるというのも、一案であるということをお願いしたところでございます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 藤浦委員の5番目の鉛管対策事業以外の鉛管の切り替え件数はどのようになっているかということにつきまして、ご答弁申し上げます。

修理等で給水管を直した場合の件数でございますけれども、そのときに鉛管も一緒に交換を行っております件数は31件でございます。それと、配水管維持管理事業で、事故の多発します給水管の、そういう場所の給水管切り替え工事におけるものが98件ございます。それと、あと下水等の移設工事に伴いますものが29件でございます。あと、配水管整備事業等で、配水管と同時に給水管の切り替えを行っております件数が162件でございます。合計320件を16年度に実施を行っております。

○山本靖一委員長 五味課長。

○五味営業課長 1番の給水量の減少についてということでございますけれども、平成16年度の使用水量が平成15年度に比べて落ち込みました要因でございますけれども、一般家庭の13ミリ及び20ミリの使用者件数は増加している状況です。1,642件増えております。こ

れに対しまして、使用水量につきましては、3万32リューベ。それと25ミリ以上の口径につきましても同様、使用者の数は増加しております。これは117件増加しているのに対しまして、使用水量は2万9,188トンの減少が見られております。これは、やっぱり不景気の関係とか、節水意識の関係とかが主な要因だと理解しておるところでございますけれども、それと一般家庭でご使用になっておられます洗濯機とか、そういうものの改善といいますか、よくなってきたというふうな面も考えられると、そういうふうな部分も低下の減少の理由ではないかというふうに理解しておるところでございます。

それと、有収率の関係でございますね。
○山本靖一委員長 スーパー銭湯の関係とか。

池田部長。

○池田水道部長 私の方から、4点目の平成16年一般公衆浴場、スーパー銭湯の関係ですね。これにつきましてご答弁をさせていただきます。

平成14年度の4月1日に一般料金を改定させていただきました。それで、平成16年4月1日には、いわゆるスーパー銭湯の水道料金の改正をさせていただきました。これらの理由につきましては、やはり給水原価を割っておったと。一般公衆浴場につきましては物価統制令で、地域のおふろ屋さんにはそういった法律を適用しておると。ただ、スーパー銭湯等につきましては、物価統制令に適用するけれども、若干、一般の公衆浴場、単純に言えば、一例を言いますと390円、今現在390円ですけども、スーパー銭湯は500円と。料金は390円ですけども、ロッカー使用料等で上乗せをされると。それで、一般公衆浴場と同等

の扱いということになると、私ども水道部としましては、給水原価割れをしてまで水を供給するということについては、いかならんでしようかということでの料金改正。また、摂津の湯につきましては、スーパー銭湯と違った形、その他公衆浴場という料金も適用させていただいておりますので、そういった点を考慮する中で、一般公衆浴場の料金、いわゆる1,000立方メートルまでの水量については維持をさせていただきましたけれども、1,000立方メートル以上については給水原価を割らないような形での料金改正をさせていただいたということです。

それから、水道料金の口座振替、自主納付等について、口座振替の率が下がってきているのではないかというようなご質問ですけども、確かに私ども、納付の一覧を見てまいりますと、平成16年度については口座振替が77.5%、自主納付が22.5%。15年度については、委員がご質問されておるように、口座振替は78.2%、自主納付が21.8%ということですけども、これについても、やはり昨今の社会経済状況、いわゆる経済不況等によって、やはり需要者の預金不足等々も若干出てきております。通帳に残高がないというようなことで、自主納付にさせてほしいというような申し入れがたびたびございます。そういったものが影響されてこようかと思えます。

それと、先ほど委員長の方も、8番目、9番目については割愛ということでしたけれども、これらについても、私ども、平成4年から太中の自己水についてのペットボトルをつくりました。これらにつきましては、先ほど総務課長が申しておりますように、太中の更新に合わせて、自己水の水が従来は300万トンまでいか

なかった時期もございます。そういった中で、私ども平成4年から7年まではペットボトルをつくってPRをしておりましたけれども、昨今、充填パック機を導入しましたので、コスト的に見て高くつきますので、ペットボトルの中止に踏み切ったということです。

それと、あとタンクの件につきましてしても、募集はしましたけれども応募がなかったということで、私ども、施設の老朽化に合わせて、タンク等についても、中の防水、また外壁の塗装等もしていかなければならないという時期ですので、今現在、見合わせておるといような状況ですので、ご理解を賜りたいと思います。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 1番の有収率の減少についてご説明申し上げます。

15年度より16年度が約1.2%有収率が減少しているところでございます。参考までに申し上げますと、大阪府下では、本市は高い方から14位、大阪府下の平均が90.8%ということになってございます。この中で、普通有収率が下がってまいりますと、漏水があったんじゃないかというように、いろいろさういご指摘がされるというふうに考えております。今回におきましても、いろいろ漏水の調査も行っております。その中で大きなものとしまして、500ミリの配水本管のループ化を図りましたことによります工事的な洗管作業に要した水量も非常に大きかったと。

それと、おっしゃっておられます漏水なんですけれども、非常にいろいろ調査をいたしましたところ、千里丘三島線、ちょうど美鈴紙業の横あたりで、道路の会所に水が常時流れているやないかという市民の方からのご通報がございまして、調

査をいたしましたところ、20ミリの古い給水管、多分キャップをされておった管が、何らかの理由で抜けて、道路の会所に流れ込んでおったんじゃないかというふうな、長期的になかなか発見ができなかったという、その辺の水量も非常に日数が長くなりますと、量的にも多くなると。その辺の計算をいたしましたら、ある程度の有収率が昨年並みに回復ができてきたというふうに考えています。

それとあと、最近の傾向といたしまして、給水量がずっと右肩下がりになってきているということにつきましては、一般市民の方の節水意識の向上も大きな理由じゃないかというふうに考えております。

あと、いろいろ漏水の対策等につきましては、今後とも老朽管の取り替え及び鉛管対策等を積極的に行い、漏水量をできるだけ減らしていきたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 ご答弁いただいてありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の、先ほどの水量の話と有収率の話でございすけれども、まさしく懸念をしているのは、漏水なりがあるんじゃないかということが、一番気になったわけでございますけれども、洗管作業が大分多くあったということでございまして、下がったのじゃないかということでございます。大阪府下で98.8%ということでございますけど、高いにこしたことはないという面もありますし、これはしっかり努力していただきたいと思ひます。

その関連で、影響がもっとあるのではないかなという懸念をしている漏水ですね、漏水について懸念していることは、

給水の方式を、水圧を上げていってありますよね。これは昔は2階までしか直圧で上げられなかったものが3階まで上げられるように、今、5階とか上げれるとか。これはまさしく水圧を上げるという作業を、多分、管を入れ直して新しいところからやるとか、そういう考え方でやってはると思うんですが、圧が上がると漏水しやすくなるとか、破裂しやすくなるとかいうことが出てくるわけです。こういうことは関係してないのかという、関係しているかなと思ったんです。92.4%が数字が下がっているのを見て、関係あるんじゃないかなと私は思ったんですけども、摂津市の水道設備の中での水圧を上げていっている問題と関係ないのかどうか、一度ちょっとお答えを。今、先ほど管が、20ミリの管のふたが飛んでしまって水が流れたという件もそうですが、それもひょっとしたら、水圧を上げたがために外れたのかもわからへんし、管の破裂も含めて、水圧と有収率と管の話の関係で、どんな関係にあるのか。摂津市においてはどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから2つ目の、自己水と依存水の問題ですが、責任水量の何トンとかいうのは言っていたかなかったんですが、まず摂津市の場合は何トンが責任水量になっているのか。それで、減ったんですね、ちょっと減らしていただいたんですね。その辺で支払う金も減ったんだと思うんです。なおかつ今、それを全部使わんでも、昔はそれをとにかく使わな損だと、大阪府からの責任水量を使わな損やと。自己水を抑えてでも使わんと、同じ金を払わなあかんねんからという考え方やったと思うんです。ところが、今話を聞くと、いやそうやないと、できるだけ太中を稼働させた方が、全体として費

用は下がるということがわかったということで、どんどんくみ上げているということでございます。そんなら、限界はもっと上ですよ。今、稼働率が58%ぐらいしか稼働させてないということは、もっと増やせるということになりますよね。もっと増やしたらどんどん安くなるものなのか。安くなるねんやったら、増やしたらええじゃないかと私は思いますが。

そうすると、例えばさっきのおいしい水の話に戻りますが、なるだけその範囲をふやして、千里丘の一部なんかは、一部だけ残って、1丁目、2丁目、3丁目の途中までは太中の水になってますね。前はもうちょっと向こうまでやったのが増えたりしてますけど。そないして増やしたらええんちゃうかなと思ったりするんですが。その辺のことはどうなのでしょう。もっと増やした方が安くなるんやったら、増やした方がええと思うんですが、その辺と、今の責任水量のトン数と、合わせてお答えください。

給水原価の話はわかりました。これはしっかり努力をしていただいて、先ほど、2番目とリンクしますけど、頑張っただけで下げただけのように、これは要望しておきます。

それから、4番目の、影響額の話がなかったんですが、500万ぐらいですか、五百数万円ぐらいの影響額なんですか、差し引き。これは単純な差し引きですけど、それを改正したことによって500万ぐらいは増収につながったのかなと私は見てるんですが、そうかなと思うんですが。これはわかりました、了解でございます。

それから、5番目の件もわかりました。これは結構です。数が合いました。こういうふうな形で、これはしっかりとまた本当に計画的に、今話を聞くと、うま

く配水管工事のときに合わせて直したり、また何かの工事のときに一緒に直したりという形で、直していただいておりますので、なるべく件数を上げて直せるように。しかも、ついでにうまく費用を抑えながら改修をしていけるように、これは取り組んでいただけるように、努力していただくように要望しておきます。

水道料金の振替率が下がってきているということについて、本当になかなか景気がよくなったようで、やっぱり厳しいのが現状であるというのは、もうよくわかるご答弁だと思うんですが、一部の人には、やっぱり納付しに行くなかなか時間もないという声も聞くんです。特に若い方は、なかなか時間が、仕事も忙しいし、銀行やそういうところがある時間にもなかなか行きにくいということがあって、公共料金なんかは、電話とか電気はコンビニエンスストアなんかでもできるようになってきています。こういう考え方について、前に一度お聞きしたことがあります。でも、大分、口銭が高いというようなことがあったんですけども、このままずっとまた自主納付率が上がっていくようであれば、一度検討されてもいいのではないかなと思うんですが、何かそのことについて、以前検討されたことをお聞きしてありますが、一度その辺の問題点をできれば教えてください。

それから、値上げの話は、先ほどお答えいただきました。これは本当に企業努力をしていただいて、府下でも高い方になってますので、これは本当に頑張ってくださいように、これはお願いしておきたいと思います。

先ほど、企業努力の一環として人員削減の話もされておりましたね。特にこれから58人を46人に目指して頑張っていくということでございました。これも大

きな改革の1つではあろうと思いますし、これもしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、この間、水道管理者が辞任されましたけど、この後任を立てはるつもりは、ここで聞けるかどうかわかりません、聞けないかもわかりませんね。今、水道部長という形で兼任をされて、代理をされていますけれども、これも1つの削減という意味においては、どのような考え方をされていくのか。これはどこかで市長が聞いていらっしゃると思いますので、市長に届けとばかりに言っておきたいと思います。しっかり頑張ってください。

それから、8番、9番は結構でございます。以上です。

○山本靖一委員長 3点について答弁を求めます。

池田部長。

○池田水道部長 まず、私の方から、自己水と依存水の関係の部分でございますけれども、太中浄水場につきましては、昭和40年3月に完成をしたということで、今日まで約40年経過をしております。そういった中で、やはり施設の老朽化ということで、自己水の揚水が非常に落ちたと。そういったことで平成7年から施設の改良整備に着手をしたということで、4か年で管理と配水池の更新、また電気計装設備等の更新をさせていただいてきたと。また、平成16年度から、再度、送・配水施設についての整備をするということでしたけど、これについてはやはり給水原価等々を抑えるには、やはり1年間見送って、本当に水道事業の経営のあり方について、まず勉強しようじゃないかというようなことで、私ども、今日にまいっております。ただ、本来、送・配水施設については14年度から15年度について、基幹施設整備である送・

配水設備の一部については着手をした。したがって、そういった更新によって、施設の稼働率が上昇してきたということになってまいっております。そういった中で、今日、いわゆる太中の自己水が400トンまで回復してきたという経過になるわけです。

それで、一方、やはり受水費については、受水費が料金改定をすると、やはり各水道事業体は料金改正に走らないかんというようなことにもなりかねませんので、私ども施設整備を進めるに当たって、やはり自己水をもっとくみ上げていこうというような観点から、大阪府営水の承認水量の減量に努力をしたということです。

それで、今現在818万トンまで下げております。簡単に申し上げますと、平成13年度については20万トンの減。

15年度につきましては51万トンの減。平成16年度については22万トンの減ということで努力をしてまいりました。また、一方では、大阪市営水の分水契約の廃止ということで、大阪市からも分水を受けておりました14万トンを削減することによって、やはり経費の節減ということで、私ども努力をしてまいったところでございます。

今後につきましては、先ほども総務課長が申しておりますように、施設更新が順調に進めば、もう少し太中の自己水については用水は可能かというふうに考えております。ただ、私ども摂津市域を4ブロックに割りますと、太中水系の水源の見直しもしなければならぬという課題が残ってこようかと思っております。といたしますのは、私ども市内のブロックについては、府営水の水系、鳥飼については大阪府営水の水系になっております。また、別府、一津屋地域におきましても、中央、

鳥飼の一部が水源となっております。千里丘送水所につきましては大阪府営水の水系、太中のエリアにつきましては、最近工務課の方で管の整備をしていただいているおかげで、昨今は千里丘の1丁目から2丁目までが太中の水源ということ。それと、また別府につきましては浜町、北別府についても太中の水源が今行っておるといふように、私どもは理解しております。そういった中で、今後、千里丘方面につきましても、太中の水が上がっても、夏場は消化できても、その水の冬場はどこへ持っていくかというような問題も実はあるんです。それを解消すべく、私どもは千里丘のガードが300ミリの口径を今、埋設というように取りかかっております。そういったことが完成すれば、太中の水ももう少し千里丘方面にも送れるんじゃないかと。そういった水道の部分についても、いろいろな課題があるかと思っております。そういったことを克服しながら、やはり自己水を守り、いわゆる低廉な、豊富に安心・安全な水の供給に努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、口座振替の考えですけれども、近隣各市でコンビニエンスストアを利用している市もまだ少のうございます。といたしますのは、コンビニの場合につきましては、相当手数料が高くつくということです。したがって、私ども徴収について、どうしても納められないというようなことも聞いて、時間差出勤等も始めさせていただきました。ただ、その結果を見た中で、やはりそういった時間外の利用者が増えれば、またその時期には検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林水道部参事 水圧と漏水の関係でございませけれども、確かに水圧が上がってきますと、事故の発生率は上がってくるというふうに考えます。考えませけれども、実際の水道の器具の水圧テストの結果が、現在のヘクトパスカルではなくて、昔の水圧でいきますと7.5キログラム/平方センチメートルの水圧まで大丈夫だという一定の基準がございませ。その中で漏水の要因としますのは、老朽化してきた管は、やっぱり漏水の発生率が高いと。仮に漏水があった場合、水圧が高ければ表に出る流量も多くなるというふうに考えております。ですから、古い老朽管等、鉛管等、できるだけ今の計画でいきますと、約10年の計画がございませけれども、順調になくしていきたいというふうに考えてございませ。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 最後、要望にさせていただきます。

先ほどの水圧等の話をご答弁いただきました。有収率をしっかりと上げれるように、またこれは本当に努力をしていただきますことを要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それから、自己水と依存水の推移、これは先ほどご答弁いただきました、現在の大阪府の責任水量は818万トンで、16年度で817万トン供給されたと、ほほとんとんといいところですね。そういう努力があって、今、来ているということとございませるので、これはまだ方向性としては、もうちょっと伸ばそうかということですかね。またその分、大阪府にもうちょっと減らしてというお願ひもしていくようですね。これはまたしっかりと努力していただき、より給水原価が下がっていくような方向で努力していただきますように、お願ひしておきます。

さっきのコンビニの話ですが、難しい話ですよ。手数料をたくさん取られるしという話もありますし。これは、課題として研究していただき、それから自主納付率の推移も見ながら検討していただくように。

それから、時間差の窓口についても、先ほどちょっとその取扱件数を年間でおっしゃってましたけども、なかなか利用されている件数も余り多くないなと思っておりますので、これも先ほどの人員削減の中では、一度、利用件数がどうなのか検討されてもいいんじゃないかなと思います。この辺は適時、全体観に立って、しっかりと今後対応していただきますことを要望させていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時50分 休憩)

(午後2時53分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めませ。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めませ。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定
しました。

認定第6号について、認定することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定
しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後2時54分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 藤 浦 雅 彦